

# 三川町一般廃棄物処理基本計画 (三川町食品ロス削減推進計画)

自 令和 3 年度

至 令和 1 2 年度

令和 3 年 3 月 策 定

令和 8 年 3 月 見直し

山 形 県 三 川 町

# 目 次

第1章 計画の目的と地域の概況	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の対象区域と目標年次	2
4. 第4次三川町総合計画	2
5. 地域の概況	2
第2章 廃棄物処理の経緯	
1. 廃棄物処理法等の制定、改正の経緯	4
2. 廃棄物の定義	4
3. 本町の一般廃棄物処理の沿革	6
第3章 一般廃棄物処理の現況と課題	
1. 一般廃棄物の処理体系の現況	7
2. 分別排出及び収集運搬方法	8
3. ごみ処理量の推移	11
4. 適正処理にかかる実態と課題	12
5. ごみの減量化・再資源化及び適正処理における課題	12
第4章 基本計画と施策	
1. 処理基本方針	15
2. ごみ排出量の推計	15
3. ごみの減量化及び再資源化計画	18
4. ごみの適正処理計画	22
5. 分別排出及び収集運搬計画	22
6. 処分計画	26
7. その他本計画の推進に関し必要な事項	26
第5章 食品ロス削減推進計画	
1. 食品ロスを取り巻く現状及び課題	27
2. 食品ロス発生量	27
3. 食品ロス発生量の目標	28
4. 家庭から出る食品ロス削減の取り組み	29
5. 事業所から出る食品ロス削減の取り組み	29
【資料】	
関係資料	30
関係例規等	42

# 第1章 計画の目的と地域の概況

## 1. 計画策定の趣旨

経済活動の進展と生活水準の向上に伴い、廃棄物の量的な増加と質的な多様化が顕著となっており、その適正処理が大きな課題となっている。

本町のごみ処理は、三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約（平成19年告示第21号）に基づき、鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」（以下「市焼却処理施設」という。）におけるもやすごみの焼却、鶴岡市し尿処理施設（以下「市し尿処理施設」という。）におけるし尿浄化槽汚泥の処理、鶴岡市リサイクルプラザ（以下「市リサイクルプラザ」という。）における資源ごみの中間処理、鶴岡市一般廃棄物最終処分場（以下「市最終処分場」という。）における焼却残渣及び不燃残渣の最終処分を鶴岡市へ委託しており、令和2年度には、三川町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、令和12年度までの目標を掲げ、廃棄物の適正処理と減量化に努めてきたところである。

また近年は、特に地球温暖化等の環境問題に対する関心の高まりを背景に、廃棄物の適正処理に関する法整備が進む中、さらなる資源の有効活用、再資源化が大きな課題となっている。

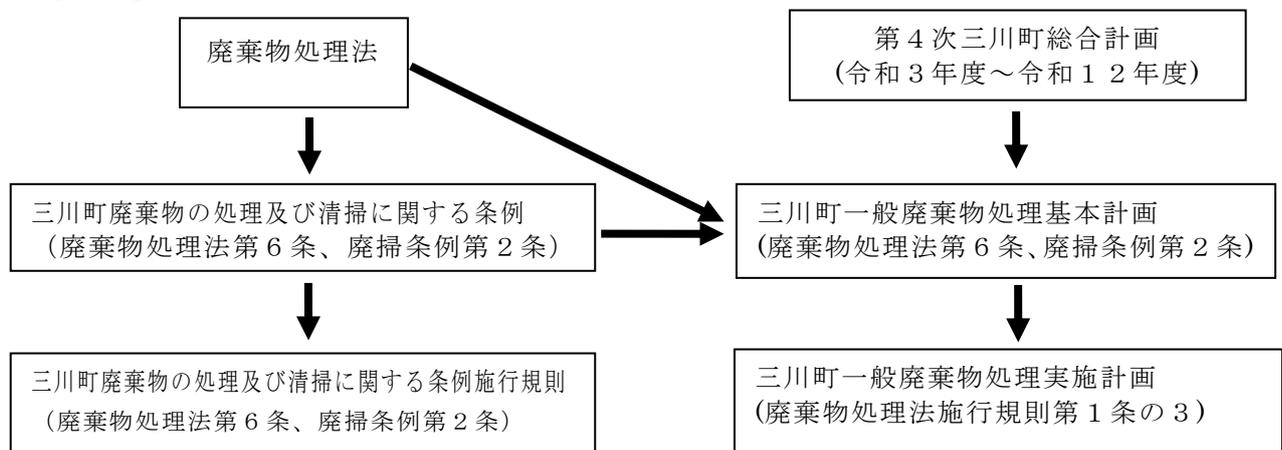
このようなことから、策定から5年が経過した本計画を、現状及び将来見込まれる様々な変化に対応したごみの適正処理と減量化をめざした計画へ改定するものである。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、計画の策定にあたっては、令和3年度を初年度とする「第4次三川町総合計画」（令和3年度～12年度）の基本構想との整合性を図りながら、本町の今後の廃棄物の適正処理に関する中期的、総合的な指針となるものである。

なお、本計画の実施に係る具体的な事項については、毎年度策定する「三川町一般廃棄物処理実施計画」において定めるものとする。

【図1】本計画の構成



### 3. 計画の対象区域と目標年次

本計画の対象区域は、町内全域とする。また、本計画は令和3年度を初年度とし、令和12年度までを計画期間とするものであり、1. 計画策定の趣旨にも記載したとおり計画策定から5年が経過していることから、中間見直しを行うものである。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととする。

### 4. 第4次三川町総合計画

本計画の上位計画である「第4次三川町総合計画」において、将来像と分野別の基本目標を次のとおり掲げている。さらに、基本目標4の「自然と調和した住環境の整備」の項目では、「廃棄物の処理」や「環境対策」を掲げている。

第4次三川町総合計画の将来像と基本目標

【将来像】あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ

【基本目標】

1. 将来にわたって活躍できる人を育むまち
2. いつまでも健康で安心して暮らせるまち
3. 創造力にあふれ豊かさを実感できるまち
4. 未来に向かって継続し発展するまち

### 5. 地域の概況

#### (1) 自然環境

本町は、総面積33.22㎢、東西約6.6km、南北約8.7kmに広がり、山形県の西北部、庄内平野のほぼ中央に位置し、鶴岡市、酒田市、庄内町に接し、北に山形県の母なる川最上川を隔てて鳥海山を仰ぎ、東に月山、湯殿山、羽黒山の出羽三山、南には金峰、母狩の両山がそびえ、西は庄内砂丘、その後方には日本海が広がる風光明媚な地域である。

また、町の中央を赤川、東に藤島川、西に大山川が流れ、この「三川（さんせん）」の豊富な水に恵まれた肥沃な土地は、全国有数の穀倉地帯であり、町内面積の約67%は農用地となっている。

気象状況は、日本海の海洋性気候の影響を受けて夏は高温多湿であり、冬は北西の季節風が激しく、庄内地方特有の地吹雪が見られるが、積雪量は少ない。

#### (2) 社会状況

明治22年の町村制により横山村、東郷村、押切村となり、明治、大正、昭和と60年の歴史を経て、昭和30年1月1日に町村合併促進法に基づき三川村となり、明治から100年という記念すべき年の昭和43年6月1日に、町政を施行して三川町となった。

交通面では、庄内空港や日本海沿岸東北自動車道（東北横断自動車道酒田線）のインターチェンジまで近いため、首都圏等とのアクセスが良い状況にある。また、町の中央を国道7号及び県道鶴岡広野線が縦貫するとともに、主要地方道余目加茂線、藤島由良線、庄内空港立川線、酒田鶴岡線と一般県道の東沼長沼余目線、小浜猪子線の計8路線が主要な道路網を形成し、庄内地域において鶴岡市と酒田市の中間に位置する交通の要

衝地となっている。

これらの地理的条件から、山形県庄内総合支庁をはじめとする広域的な行政、経済、情報機能の集積が図られるとともに、猪子地内には大型商業施設も集積している。また、高速交通網へのアクセスも良好であることから、産業団地の開発も進展している。

上水道は全域に普及するとともに、下水道は農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設が平成4年度以降に9町内会で順次供用し、特定環境保全公共下水道で整備した下水道施設も平成16年度をもってほぼ全域で供用している。

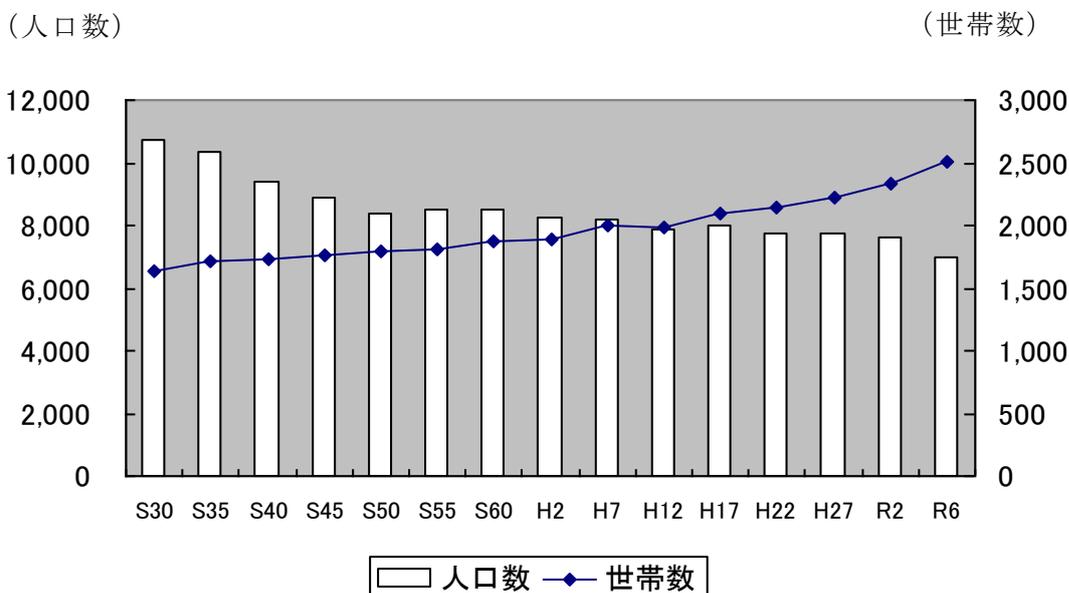
産業の就職人口は、第1次及び第3次産業就業人口の減少、第2次産業就業人口の増加という形で変化し、令和2年国勢調査では第1次産業14.5%、第2次産業29.9%、第3次産業55.0%、分類不能産業0.6%となっている。

### (3) 人口及び世帯数動態

本町の人口について、昭和30年の三川村発足当時は、昭和30年国勢調査で10,751人であったが、高度経済成長期を迎えた昭和30年代後半以降、新規学卒者を中心とした若年層の都市部への流出が続き、あわせて出生率も低下したことにより人口が減少し始め、昭和50年代に一時持ち直したものの、昭和60年をピークに再び減少傾向に転じた。その後、高速交通網の整備や大型商業施設の集積、企業誘致などによる雇用の場の創出と並行した住宅開発により、平成17年には県内で2番目に高い人口増加率1.57%を示し、人口も8,003人に増加したが、令和2年国勢調査では7,601人、令和6年度末の住民基本台帳では7,379人と減少傾向にある。

また、世帯数は、昭和30年国勢調査の1,641世帯が、令和2年国勢調査では2,332世帯と増加し、令和6年度末の住民基本台帳では2,431世帯となっている。一世帯あたり人員は、昭和30年国勢調査の6.55人に対し、令和2年国勢調査では3.26人、令和6年度末の住民基本台帳では3.04人となり、核家族化の傾向が進んでいる。また、年々高齢化の傾向にあり、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は昭和50年国勢調査の11.7%に対し、令和2年年国勢調査では35.1%、令和7年3月31日現在の住民基本台帳では、34.8%となっている。

【図1】人口数及び世帯数の推移



(注) 昭和30年から令和2年までは、国勢調査（各年10月1日現在）による。  
なお、令和6年は年度末現在の住民基本台帳による。

## 第2章 廃棄物処理の経緯

### 1. 廃棄物処理法等の制定、改正の経緯

廃棄物の処理に関する法律は、明治33年4月に施行された汚物掃除法が、わが国最初の廃棄物の法律である。汚物掃除法は、明治30年4月施行の伝染病予防法や、明治32年5月施行の海港検疫法に続き、コレラやペスト等の伝染病に対する公衆衛生を改善するために制定された。

昭和29年7月施行の清掃法が汚物掃除法を引き継ぐ形で制定され、市街地区域を中心とする区域内の汚物の処理を目的としてきた。その後の経済発展に伴い、大都市圏を中心に膨大な産業廃棄物の排出による環境汚染がもたらされたため、昭和45年に同法を全面改正した廃棄物処理法が施行され、事業者の産業廃棄物の処理責任の明確化等、現状に即した廃棄物の処理体系が確立された。

その後、廃棄物処理に関する法令の整備については、昭和51年は産業廃棄物処理に関する規制強化、平成3年は廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化推進、平成9年は焼却施設のダイオキシン発生を削減するための焼却炉の構造等基準を強化する改正、平成12年はダイオキシン類の排出基準を定め、都道府県知事へ測定値の報告義務や廃棄物焼却の規制が設けられた。さらに、平成15年は、不法投棄対策やリサイクルの促進等について、平成17年は大規模不法投棄事案への対応、平成18年はアスベスト廃棄物の無害化処理促進、平成22年廃棄物処理施設の維持管理対策強化、平成27年は災害廃棄物処理の原則を規定、平成29年は廃棄物の不適正処理への対応の強化、令和2年には一定の事業者に対する電子マネーの使用義務等の改正を経てきたところである。

### 2. 廃棄物の定義

廃棄物処理法において、「廃棄物」は同法第2条に「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう」と規定されている。また、鉱山保安法、下水道法、水質汚濁防止法は、廃棄物処理法の特別法と位置付けられ、鉱山から生じる鉱さいや下水道によって処理される下水等は廃棄物処理法上の廃棄物ではあるが、その処理については特別法が優先的に適用される。なお、廃棄物に該当するか否かの判断基準については、「占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」とされ、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものとされている。

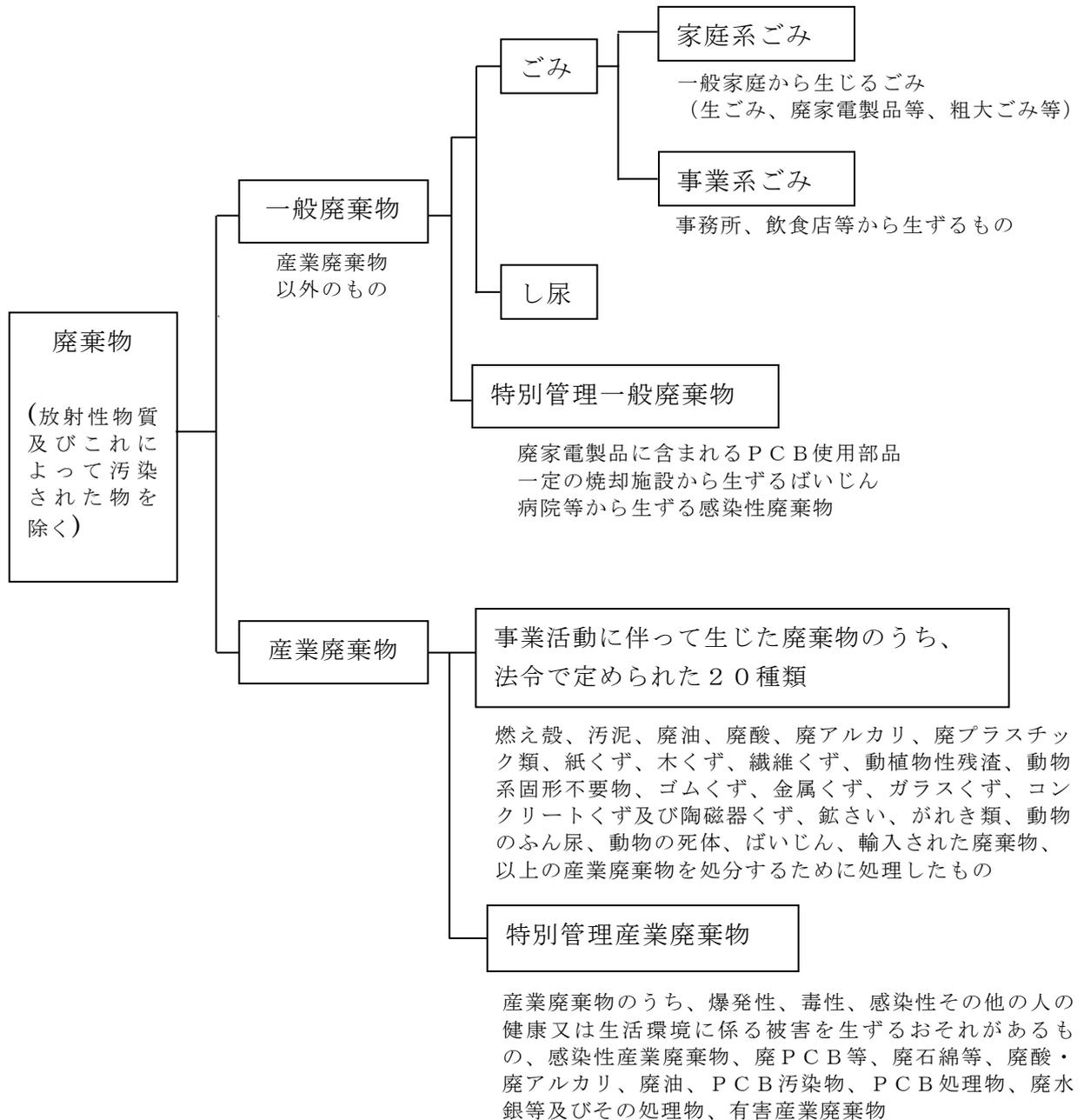
廃棄物は、廃棄物処理法により一般廃棄物と産業廃棄物に分類されており、一般廃棄物は同法第2条第2項に「産業廃棄物以外の廃棄物」と規定されている。また、一般廃棄物は、ごみとし尿に区分し、さらに、ごみは一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（家庭系一般廃棄物。以下「家庭系ごみ」という。）と、事業活動に伴い生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの（事業系一般廃棄物。以下「事業系ごみ」という。）に区分される。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定められた20種類のものと、廃棄物処理法に規定する「輸入された廃棄物」をいい、その処理の責任は、処理を第三者へ委託した場合であっても完了するまでその排出者が負うこととなる。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物には、それぞれ特別管理廃棄物があり、同法第2条第

3 項及び第 5 項で「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」と定義されている。

【図 2】 廃棄物の区分



### 3. 本町の一般廃棄物処理の沿革

本町は、昭和47年4月1日に当時の鶴岡市、温海町、櫛引町、羽黒町、藤島町及び朝日村（以上、現在の鶴岡市）とともに「鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合」を設立し、区域内から排出される一般廃棄物の広域的処理及び処分を行ってきた。その後、平成17年10月1日に「鶴岡地区衛生処理組合」に移行後、平成19年3月31日をもって「鶴岡地区衛生処理組合」が解散したことに伴い、平成19年4月1日からは鶴岡市に一般廃棄物処理の事務を委託し現在に至っている。

現在、もやすごみは令和3年4月に供用となった市ごみ焼却施設（処理能力：80t/日×2炉、計160t/日）、もやさないごみは平成17年4月に供用となった市リサイクルプラザに搬入後、選別処理し再資源化を進めている。なお、その運営は、平成4年1月に設立された（株）鶴岡地区クリーン公社が行っており、プラスチック製容器包装類及びペットボトルは、圧縮成形され梱包された後再資源化している。びん・缶は、茶色カレット、無色カレット、その他カレット、アルミ缶、スチール缶に分類され再資源化される。金属・その他は、鉄類、アルミ、もやすごみに分類され、鉄類とアルミは再資源化され、もやすごみは焼却した後に埋立処分される。

し尿、浄化槽汚泥については、平成8年度に旧施設を更新した市し尿処理施設を供用開始し、農業集落排水処理施設から生じる浄化槽汚泥も含め処理を行っているが、現在の施設は供用から29年を経過し老朽化が進行していることなどを踏まえ、下水処理施設である鶴岡浄化センターに集約することとしている。

粗大ごみは、町民が直接搬入する場合に限り、市リサイクルプラザで受付けている。

最終処分は、焼却残渣や不燃残渣等の埋立処分としており、令和3年10月から鶴岡市大荒地内において市最終処分場を供用している。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機（以下「家電5品目」という。）は、販売店又は許可業者が有償で回収しており、町は直接関与していない。

なお、平成25年4月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行されたことに伴い、平成27年度に使用済小型電子機器等（以下「使用済小型家電」という。）のイベント回収及び窓口回収を試行し、パソコン（ブラウン管型ディスプレイを除く。）や携帯電話等の8種類を回収、平成28年度にはイベント回収及び窓口回収の他に資源リサイクルステーションでの回収、平成29年度以降は資源ポスト（令和7年度より資源リサイクルステーションに名称を統合）で回収を行っている。

パソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律（パソコンリサイクル法）により、有償でのメーカー等による回収、資源リサイクルステーションによる回収により対応することとしている。

## 第3章 一般廃棄物処理の現況と課題

### 1. 一般廃棄物の処理体系の現況

#### (1) 一般廃棄物の処理体系

各家庭から排出されるごみは、粗大ごみ、家電5品目及びパソコンを除き、鶴岡市の各施設に運搬され処理されている。また、事業所から排出されるごみについては、もやすごみに限り、家庭系と同様に処理されている。

なお、具体的な処理体系は、資料編に記載のとおりである。

#### (2) 処理施設の状況

現在、鶴岡市には大きく分けて3つの処理施設があり、それぞれの施設の概況は、以下のとおりである。

##### ①市ごみ焼却施設（令和3年4月供用）

所在地	鶴岡市宝田3丁目13番6号
処理方法及び能力	焼却処理 160t/日(24h) ≪80t/日(24h)×2炉≫
処理物	もやすごみ

##### ②市し尿処理施設（平成8年4月1日供用）

所在地	鶴岡市宝田3丁目13番6号
処理方法及び能力	一次二次処理：標準脱窒素処理方式 高度処理：凝集沈殿＋オゾン脱色＋砂ろ過＋活性炭吸着 臭気処理：高濃度臭気 生物脱臭 中濃度臭気 薬剤洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気 活性炭吸着
	し尿・浄化槽汚泥処理 152kl/日（し尿63kl/日、浄化槽汚泥89kl/日）
処理物	し尿、浄化槽汚泥

##### ③市リサイクルプラザ（平成17年4月供用）

所在地	鶴岡市水沢字水京68番地1
処理方法	鋼製容器包装及びアルミニウム製容器包装圧縮処理、プラスチック製容器包装圧縮梱包処理、ペットボトル圧縮梱包処理、不燃性ごみ選別処理（鉄類は磁選別、その他は手選別）
処理能力	49t/日(5h) (内訳)粗大ごみ 8t/日、金属その他 10t/日、びん缶 15t/日、ペットボトル 2t/日、プラスチック製容器包装類 11t/日、段ボール 3t/日
処理物	びん（一升びん、ビールびんを除く）、缶、金属、ガラス、ペットボトル、プラスチック製容器包装

##### ④市最終処分場（令和3年10月供用）

所在地	鶴岡市大荒字荒沢前167番地2
処理方法	埋立処理
浸出水処理能力	150m <sup>3</sup> /日
処理物	焼却灰（焼却残渣）、不燃残渣

### (3) 有価物品目別再生処理

市リサイクルプラザで分別処理された有価物は、再資源化業者に引き渡され、処理された後に再資源化される。

## 2. 分別排出及び収集運搬方法

### (1) ごみの分別方法

町民が行うごみ分別（家庭系ごみに限る。）は、各町内会が設置するごみステーションから収集する「もやすごみ」、「プラスチック製容器包装類」、「ペットボトル」、「びん・缶」、「金属・その他」の5つの区分と、同じくごみステーション等から収集する「蛍光管・乾電池等」、「廃食用油」、排出者自身が収集運搬を依頼する「粗大ごみ」、「家電5品目」、「パソコン」、「使用済小型家電」に区分される。

### (2) ごみの排出方法

ごみステーションに排出するものについては、鶴岡市指定のごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に入れ、それぞれの指定日に午前6時から8時の間に各町内会に設置されている指定のごみステーションに排出することとしている。ただし、ござ、すだれ、風呂用マット、ほうき、剪定枝、かさなどの一部のものは、袋に入れずに縛って出すことができる。また、「蛍光管・乾電池等」は町内会が指定した回収箱に排出することとしている。

なお、分別方法の詳細は鶴岡市の方法に準じており、指定ごみ袋は、各小売店が鶴岡市から購入し販売している。

### (3) 収集運搬方法

ごみステーションに排出されたごみは、三川町一般廃棄物収集運搬業務の受託者が町有のごみ収集車で収集し、鶴岡市の各施設に運搬している。

事業系ごみは、排出者が市ごみ焼却施設へ直接搬入するか、三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、業者が同施設へ搬入している。

し尿・浄化槽汚泥は、町民及び各事業所が一般廃棄物収集運搬業許可業者に直接依頼し、業者が市し尿処理施設へ搬入している。

### (4) ごみの収集方法

令和7年度のごみ収集は、種類ごとに次のように実施している。

<全地区共通>

もやすごみ	毎週 火曜日と金曜日
プラスチック製容器包装類・ペットボトル	毎週 水曜日
びん・缶	隔週 木曜日（交互に収集）
金属・その他	
蛍光管・乾電池等	毎月第3月曜日
廃食用油	毎月第1月曜日（横山地区）、毎月第4月曜日（東郷・押切地区）

### (5) ごみステーション

令和7年3月末日における各町内会及び町施設に設置されているごみステーション数は、98箇所（内訳は、もやすごみ専用7箇所、兼用91箇所）であり、設置及び管理

はそれぞれの町内会及び施設管理者が行っている。

なお、ごみステーションの増設については、収集運搬業務の関係等から宅地開発等による町内会区域の拡大やその他特別な事情があった場合のみとしている。

#### (6) 資源回収

本町における資源回収は、町内会等が実施する集団資源回収と、町が設置する「資源リサイクルステーション」で実施する拠点回収に大別される。

集団資源回収は、主に町内会・育成会が担っており、雑誌、新聞紙、ダンボール、牛乳パックなどの古紙類や空き缶等の金属類、びん類を回収し、それらは、町内会等が回収を依頼した資源回収業者が回収、または町内会等が直接資源回収業者へ搬入している。

また、町が実施する拠点回収は、毎週日曜日の午前8時から正午まで資源リサイクルステーションを開所し、雑誌、新聞紙、ダンボール、牛乳パックなどの古紙類や空き缶等の金属類、びん類のほか、発泡スチロール、廃油、使用済小型家電などの回収を行っている。

さらに各小学校では、児童が家庭から空き缶を持ち寄り、町と契約した資源回収業者がこれを定期的に回収している。

なお、これらの収集実績は次のとおりである。

【表1】各町内会等実施の資源回収と資源リサイクルステーション収集実績（単位：t）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
びん類	10.3	6.1	5.7	4.8	2.6
古紙類	219.7	206.0	194.3	180.3	162.0
金属類	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
発泡スチロール	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
合計	230.9	213.0	200.8	185.9	165.5

※びん類は、ビールびんは1本当たり600g、一升びんは950gに換算して計算。

【表2】旧資源ポスト分収集実績（単位：t）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
金属類	5.3	4.4	4.7	3.4	3.6
廃油	1.2	0.6	0.6	0.4	0.6
ペットボトル	1.9	-	-	-	-
衣類	2.4	-	-	-	-
その他	1.6	1.3	1.0	0.7	0.5
合計	12.4	6.3	6.3	4.5	4.7

※ペットボトル、衣類はR3年度以降回収なし

【表3】使用済小型家電、廃食用油、住民参加型空き缶回収の収集実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
使用済小型家電 (t)	1.5	0.5	0.6	0.4	0.4
廃油 (kl)	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
住民参加型空き缶回収 (t)	6.7	6.0	4.6	-	-

※住民参加型空き缶回収は、R5より回収事業者の事情により集計を行っていない。

【表4】小学校空き缶回収実績（単位：t）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
----	----	----	----	----	----

アルミ缶	0.5	0.3	0.4	0.5	0.4
スチール缶	0.1	0.1	0.1	0.1	0

集団資源回収に対する交付金事業は、三川町衛生組織連合会が平成5年度から実施していたが、同会が令和元年度に解散したことから、令和2年度以降は町が事業を引き継ぎ実施している。

令和6年度は、実施団体に対し、びん類2円/本、雑誌・牛乳パック・その他雑紙7円/kg、新聞紙・段ボール・金属類4円/kgを交付している。また、回収業者に対しても、びん類1円/本、古紙類3円/kg、金属類2円/kgを交付しており、町内小学校に対しても同様としている。

加えて、平成19年4月からは住民参加型空き缶回収処理システム（各町内会とリサイクル業者が契約し、住民が地元町内会の回収ボックス等に飲料用の空き缶を入れ、業者が定期的に回収するもの。）を実施しており、空き缶の売却益は各町内会の収入としている。

#### (7) みかわエコチャレンジによるリユース・リサイクルの推進

令和5年度より、企業と連携してリユース、リサイクルを促進する「みかわエコチャレンジ」を実施し、ごみの減量化のため各種の取り組みを実施している。具体的な取り組み及び実績については次のとおりである。

##### ①衣料品回収イベント「幸服リレー・分服リレー」や環境啓発の実施 イオンモール三川との協働開催

年度	R5	R6
環境パネル展示	9月7～19日	4月21～29日 9月14～25日
ワークショップ	9月17～18日 76組185名参加	
幸服リレー 分服リレー	11月25～26日 衣類380kg回収	4月21日、9月14日 衣類750kg回収

##### ②宅配便を活用したパソコン、使用済小型家電の回収

リネットジャパンリサイクル(株)と協定締結（令和5年11月1日）

年度	R5	R6
パソコン	63.2kg	80.7kg
携帯電話	0.6kg	0.8kg
小型家電	46.8kg	72.1kg
計	110.6kg	153.6kg

##### ③地域情報サイト「ジモティー」を活用したユーザー間譲渡等によるリユースの促進 (株)ジモティーと協定締結（令和5年12月12日）

##### ④リユースプラットフォーム「おいくら」の一括査定システムによるリユースの促進 (株)マーケットエンタープライズと協定締結（令和6年6月19日）

##### ⑤使用済みペンリサイクルの回収

(株)パイロットコーポレーションとの協働実施

年度	R5	R6
使用済みペン	0kg	4.7kg

⑥使用済インクカートリッジリサイクル

ジット(株)と契約締結（令和5年11月1日）

年度	R5	R6
使用済みインクカートリッジ	0kg	1.0kg

⑦ペットボトルの水平リサイクル

サントリーグループと協定締結（令和5年11月1日）

### 3. ごみ処理量の推移

(1) 家庭系ごみ処理量の推移

①もやすごみ

もやすごみの処理量は、人口減少などの影響により減少傾向にある。

②プラスチック製容器包装類・ペットボトル

プラスチック製容器包装類・ペットボトルの処理量は、ほぼ横ばいで推移している。

③びん・缶

びん・缶の処理量は減少傾向で推移しており、容器素材の見直しによるプラスチック製容器包装類への転換や、小学校での空き缶回収の取り組み、平成19年4月から実施している住民参加型空き缶回収処理システム等での回収が定着していることが要因であると考えられる。

④金属・その他

金属・その他の処理量は、減少傾向で推移していたが、令和7年1月より「金属・その他」で収集していたスプレー缶、カセットボンベ、ライターについて、発火事故防止のため分別区分を見直し、「蛍光管・乾電池等」として収集したことが影響し、令和6年度は前年度比7.8%の減少となっている。

⑤蛍光管・乾電池等

蛍光管・乾電池等の処理量は、他のごみと比べ少なく、令和5年度まではほぼ横ばいで推移していたが、令和7年1月よりスプレー缶、カセットボンベ、ライターが当該区分に変更されたことから、令和6年度は前年度比6.9%の増加となっている。

(2) 事業系ごみ排出量の推移（町施設分含む）

事業系ごみの排出量については、新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和2、3年度は、感染症対策の廃棄物が増加したため排出量が増加したものの、令和4年度以降は一転して減少傾向にある。

(3) 資源物の回収量及び粗大ごみ処理量の推移

#### ①資源物回収量

資源物回収量は、減少傾向にある。その主たる要因として、デジタル媒体の普及による新聞、雑誌等の定期購読の減少や、少子化による教育関係書籍類の減少が考えられる。

#### ②粗大ごみ

粗大ごみは、三川町一般廃棄物収集運搬業者の協力を得て、年3回の集団回収を行っている。排出量は年々増加傾向にあり、令和6年度は15.8tである。

### (4) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

#### ①し尿

公共下水道または農業集落排水等への接続により、くみ取り式便所が減少しているため減少傾向となっている。

#### ②浄化槽汚泥

浄化槽汚泥は、令和5年度には一時的に増加が見られたものの、全体としてはほぼ横ばいで推移している。

## 4. 適正処理にかかる実態と課題

### (1) 野焼き

ごみ焼却によるダイオキシン類の発生が明らかになったことから、家庭でのごみ焼却が容認された時代から一変して、平成13年4月から野焼きは一部の例外を除き、全面禁止となった。

しかし、長年自家焼却を行ってきた町民の中には、未だ違反行為であるという認識が乏しい者も一定数いるものと考えられる。これまでも野焼きの情報があった場合には、関係機関と連携し行為者に指導を行ってきたが、その徹底にはなお時間を要すると考えられる。

### (2) 不法投棄

本町における不法投棄のほとんどは、河川敷、道路敷、水路敷や農地などへのびん・缶及びもやすごみのいわゆる「ポイ捨て」であり、稀に河川敷等への粗大ごみ、建設廃材等の投棄が発生している。

ポイ捨てについては、長年の町民の協力による環境美化活動の成果もあり減少傾向にあり、不法投棄については、必要に応じて関係機関と連携しその対応にあたっていることなどから、現段階では総じて大きな課題とはなっていない。

## 5. ごみの減量化・再資源化及び適正処理における課題

### (1) 処理施設に関する課題

鶴岡市では、焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の整備等に係る一連の事業が令和6年度までに完了し、令和7年度以降は、し尿汚泥の下水道施設での集約処理に向け、鶴岡浄化センター敷地内へし尿汚泥の処理施設等の整備を進めていく予定としており、本町ではその費用負担が課題となっている。

(2) 分別排出及び収集運搬方法に係る課題

ごみステーションへの排出時間帯については概ね守られているが、一部のごみステーションでは、収集日前夜に多くのごみ袋が出されている、居住地以外のごみステーションにごみを排出するなどの事例が散見される。

また、ルールに基づいた分別がされていないごみ袋は違反ごみとして残され、月平均150件程度の違反ごみが発生している状況にある。具体的には、「プラスチック製容器包装類」に「びん・缶」等に該当するものが入っていたり、「びん・缶」に「金属・その他」等が入っていたりする事例（異種混合）が発生している。また、ストロー、ハンガーなどの「製品プラスチック」は、本来「もやすごみ」として分別すべきところであるが、その認識がなく「プラスチック製容器包装類」として排出されることが多く発生している。

【表5】違反ごみ発生件数 (単位：件)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
全体件数	1,728	1,740	1,841	1,680	1,936
月平均件数	144	145	153	140	161

(3) ごみ排出量の減量化及び再資源化に係る課題

①ごみ処理の有料化

山形県内では、庄内地域の市町のみがごみ処理の有料化を実施していない状況にあり、鶴岡市では酒田地区広域行政組合及び同組合構成各市町と情報共有しながら、将来的な課題としているところである。

②生ごみの減量化

家庭から排出される「もやすごみ」のうち、一定の比重を占める生ごみの多くは水分であり、排出量及び含水率の抑制が課題となっている。

③集団資源回収事業

町では、資源回収を促進するため、実施団体に対し資源回収事業交付金を交付しているが、町内会活動の担い手不足が顕在化しつつあり、将来的にその継続が困難になる可能性がある。

④資源リサイクルステーション

資源リサイクルステーションでの拠点回収は、町民からの認知も広まりつつあり、その利便性もあり一定の成果を上げている。しかし一方で、ルールを逸脱した搬入が散見されており、その適正指導が課題となっている。

⑤プラスチックごみ削減

本町では、プラスチックごみ削減の取り組みの一環としてマイバッグ持参運動を実施していたが、令和2年7月に全国でレジ袋有料化が義務化されたこともあり、その定着が図られたところである。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題を契機として、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）が施行され、容器包装

プラスチックに加え、新たに「製品プラスチック（プラスチック使用製品廃棄物）」の分別収集が自治体の努力義務とされたことから、将来的なその対応が課題となっている。

#### ⑥廃食用油の回収

平成21年度から、各町内会が設置した回収ボックスにより使用済みの食用油を回収し、回収業者がバイオディーゼル燃料にするリサイクルを行ってきたが、令和7年度末で回収業者が事業を終了することに伴い、令和8年度より資源リサイクルステーションでの拠点回収に切り替えることを予定している。回収方式の変更について町民がスムーズに移行できるようにするための周知方法の検討が必要である。

#### ⑦使用済小型家電リサイクル

平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、町では有価物として、平成27年度に「みかわ秋まつり」でイベント回収と役場窓口での窓口回収を試行し、平成29年度以降は資源リサイクルステーションで拠点回収を行っているが、町民の認知度は高いとは言えない状況にある。

#### ⑧みかわエコチャレンジ

令和5年度より実施している「みかわエコチャレンジ」について、町民に「捨てずにリユースする」などの新たな選択肢を提供したところであるが、開始から期間が浅いことから町民の認知度が低く、利用実績が低調である。

#### ⑨食品ロス対策

本来食べられるのに捨てられる「食品ロス」の量は、国の令和5年度の推計では年間464万tで、国民1人当たりで換算すると1日約102g、年間約37kgとされている。国全体の食品ロスのうち、約半分に当たる233万tが家庭系食品ロスとされており、本町においても相当量もやすごみとして処分されていると推測される。

今後、この問題に対するより具体的な取り組みについて、検討する必要がある。

## 第4章 基本計画と施策

### 1. 処理基本方針

一般廃棄物の処理は、町民が日常生活を営むうえで必要不可欠なものである。社会経済の発展により排出量が増加し、多種多様な廃棄物が発生するようになった現在、いかに発生を抑制し、再利用・再使用・再資源化することで減量化を図り、環境に配慮した適正な廃棄物処理を行うかが求められている。

ごみの処理にあたっては、行政のみの対応では減量化は不可能であり、町・町民・事業者の協働の取り組みが重要である。

そのため、本計画では「一般廃棄物の適正処理」を基本とした一般廃棄物の減量化を推進するための具体的な推進方策を示すものとする。

### 2. ごみ排出量の推計

本町における処理対象廃棄物は、家庭系ごみと事業系ごみからなる。

収集ごみの排出量を予測するには、一般的に一人1日当たり排出量の予測量に将来の人口を乗じ計算する方法が多く用いられている。

本計画においても、上位計画である第4次三川町総合計画を基本とし、過去の実績値や地球温暖化などの環境問題及び社会情勢の変化などの諸事情を考慮し、今までの取組みをより強化した場合の排出量を予測するものとする。

なお、事業系ごみについては、本町の産業構造の変化や将来計画等により大きく変化し、その状況がどのようにごみ排出量に影響するか把握することが難しいため、過去の実績を基に予測を行うものとする。

#### (1) 将来人口の予測

令和5年12月22日に国立社会保障人口問題研究所より公表された将来人口予測では、町の令和12年度の将来人口を7,074人と推計している。

よって、本計画の令和12年度の設定人口は、ごみステーションにごみを排出しない特別擁護老人ホームなの花荘に入居している80名を除いた6,444人を対象人口と設定する。

#### (2) 家庭系ごみ排出量の現状と推計

##### ①もやすごみ

もやすごみは、令和4年度までは増加傾向にあったものの、令和5年度以降は一転して減少しており、一人1日当たり排出量の平均増減率は0.6%の減少となっている。

今後も、紙類の資源化・適正分別・生ごみ減量化の啓発によりもやすごみの減量化を図ることで、令和7年度以降毎年度0.6%ずつ減少すると推測する。

よって、令和12年度のもやすごみは、令和6年度と比較して一人1日当たり排出量を3.0%減の524.0g、全体排出量を1,232tと推計する。

【表 6】 もやすごみ排出量の推計値

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
排出量 (t)	1,510.6	1,486.8	1,483.7	1,358.1	1,361.1	1,232.0
一人1日当たり排出量 (g)	568.3	565.6	576.2	534.5	541.1	524.0
対前年度増減率 (%)	1.2	△0.5	1.9	△7.2	1.2	-

※令和2年度から令和6年度までの一人1日当たり排出量は、住民基本台帳登録人口から特別擁護老人ホームなどの花荘に入居している者を除いた人口で割り返したものである。以降、表10まで同様とする。

②プラスチック製容器包装類・ペットボトル

プラスチック製容器包装類・ペットボトルの令和2年度から令和6年度までの一人1日当たり排出量の平均増減率は、3.0%の増加となっている。

継続的なマイバッグ持参の啓発や食品トレイ等の店頭回収などの利用啓発により毎年度1.0%の発生抑制を図ることで、令和7年度以降毎年度2.0%ずつ増加すると推測し、令和12年度の一人1日当たり排出量は21.7g、全体排出量は51tと推計する。

【表 7】 プラスチック製容器包装類・ペットボトル排出量の推計値

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
排出量 (t)	47.1	49.7	49.8	48.4	48.9	51.0
一人1日当たり排出量 (g)	17.3	18.9	19.3	19.0	19.4	21.7
対前年度増減率 (%)	5.2	6.7	2.1	△1.6	2.1	-

③びん・缶

びん・缶の令和2年度から令和6年度までの一人1日当たり排出量の平均増減率は、0.9%の減少となっている。住民参加型空き缶回収システムの活用等、より一層の啓発を実施することにより、令和7年度以降毎年度1.0%ずつ減少すると推測し、令和12年度の一人1日当たり排出量は18.0g、全体排出量を42tと推計する。

【表 8】 びん・缶排出量の推計値

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
排出量 (t)	52.7	55.1	52.3	47.4	48.2	42.0
一人1日当たり排出量 (g)	19.8	21.0	20.3	18.6	19.2	18.0
対前年度増減率 (%)	△2.4	5.7	△3.1	△8.4	3.2	-

④金属・その他

金属・その他の令和2年度から令和6年度までの一人1日当たり排出量の平均増減率は、3.2%の減少となっている。資源リサイクルステーションの活用などにより、令和7年度以降毎年度3.0%ずつ減少すると推測し、令和12年度の一人1日当たり排出量は8.8g、全体排出量は21tと推計する。

【表 9】 金属・その他排出量の推計値

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
排出量 (t)	36.4	33.4	30.5	29.3	27.0	21.0
一人1日当たり排出量 (g)	13.7	12.7	11.8	11.5	10.7	8.8
対前年度増減率 (%)	7.3	△7.2	△6.8	△2.9	△7.0	-

⑤ 蛍光管・乾電池等

蛍光管・乾電池等の令和2年度から令和6年度までの一人1日当たり排出量の平均増減率は、16.8%の増加となっている。

LED照明などの普及により蛍光管が減る一方で、モバイルバッテリーなどの廃棄が増えると推測される。また、令和7年1月より、「金属・その他」に区分されていたスプレー缶、カセットボンベ、ライターについて、「蛍光管・乾電池等」として回収するように分別方法を変更している。そのため、令和7年度以降は毎年3.0%増加するものとし、令和12年度の一人1日当たり排出量は1.9g、全体排出量は4.0tと推計する。

【表10】 蛍光管・乾電池等排出量の推計値

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
排出量 (t)	2.5	2.3	2.7	2.3	3.9	4.0
一人1日当たり排出量 (g)	0.9	0.9	1.0	0.9	1.6	1.9
対前年度増減率 (%)	4.7	△7.0	19.8	△13.9	77.8	-

(3) 事業系ごみ排出量の現状と推計

事業系ごみは、「許可業者搬入ごみ」と「自己搬入ごみ」を合わせたものである。令和2から令和6年度の排出量は、表11のとおりである。令和2年度から令和6年度までの平均増減率は、2.3%の減少となっており、令和7年度以降も毎年2.0%の減少傾向で推移するものとし、令和12年度の全体排出量を1,329tと推計する。

【表11】 事業系ごみ排出量の推計値

(単位：t)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
許 可	1,293.8	1,367.7	1,224.3	1,205.4	1,201.4	-
自己搬入	204.0	134.2	139.8	133.1	159.2	-
合 計	1,497.8	1,501.9	1,364.1	1,338.5	1,360.6	1,329.0
対前年度増減率 (%)	△5.2	0.3	△9.2	△1.9	1.7	-

(4) 資源回収量及び粗大ごみ排出量の現状と推計

資源回収は、人口減少などに起因しびん類・古紙類ともに年々減少傾向であるため、令和7年度以降毎年2.0%の減少で推移すると推測されることから、令和12年度の資源回収量は151tと推計する。

粗大ごみについては回収物によって重量が大きく異なり、定期的に発生するものではないため排出量を予測することは困難である。そのため、令和2年度から令和6年度までの平均値である26tを令和12年度の排出量として推計する。

【表12】 資源回収量及び粗大ごみ回収量

(単位：t)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
資源回収	247.2	224.5	210.9	189.5	171.3	151.0
粗大ごみ	31.9	34.9	25.3	20.2	15.8	26.0

※資源回収に関しては、町内会等の資源回収、小学校の空き缶回収、資源リサイクルステーション等での拠点回収、住民参加型空き缶回収、廃食用油回収の数値を合算している。また、住民参加型空き缶回収は、回収業者の都合により回収量を集計しないこととしたため、令和5年度分より除外している。

(5) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

公共下水道及び農業集落排水への接続や、汲取り住宅の空き家化により、し尿の処理

量は減少傾向にある。

一方、浄化槽汚泥処理量については、浄化槽設置件数がほぼ横這いであり、商業施設の動向による増減が想定されるがその予測は難しいのが現状である。

そのため、し尿については令和7年度以降毎年1.0%ずつの減少、浄化槽汚泥は令和6年度処理量から今後公共下水道への切換えを計画している横川地区及び助川地区農業集落排水処理施設からの発生量を控除するものとした。

よって、令和12年度のし尿の排出量は107k1、浄化槽汚泥の排出量は1,662k1と推計する。

【表13】し尿及び浄化槽汚泥処理量 (単位:k1)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
し尿	168.4	150.0	132.0	110.9	113.6	107.0
浄化槽汚泥処理量	1,679.0	1593.8	1,603.2	1,720.1	1,614.3	1,662.0

### 3. ごみの減量化及び再資源化計画

#### (1) ごみの減量化・再資源化の具体的推進計画

ごみの減量化・再資源化の具体的な方策として、次の対策を講ずるものとする。

また、5R（リフューズ、リペア、リデュース、リユース、リサイクル）の推進により一般廃棄物の減量化、再資源化を促進し、循環型社会の構築を図る。

#### ①ごみ等の減量化対策

家庭から排出されるごみのうち、生ごみは重量的に一定の割合を占めている。生ごみの発生原因として、食事の作り過ぎや食べ残しが挙げられることから、各種団体と連携して学習会や各種イベントなどの場を利用し、町民に適量の買い物や料理作りへの協力を求めていくものとする。

また、生ごみの約60%は水分とされており、排出する前の水切りの徹底を強化する啓発を継続していくこととする。

《ごみ減量化量》		
各種団体への啓発活動	もやすごみ	5.0 t
廃食用油拠点回収普及啓発活動	もやすごみ	0.5 t
	合 計	5.5 t

#### ②ごみ発生抑制の普及促進

家庭で発生するごみについては、マイバック、マイボトルなどの活用のほか、発生抑制の観点から買い物の段階で過剰包装されていないものを選ぶなど、リフューズを推進し、最終的にごみになるものをできるだけ家庭に持ち帰らないよう啓発を行っていく。

また、各家庭では物を大切にできるだけ長く使用し、それでも不要な場合は、各種団体が主催するフリーマーケットやバザーなどを活用するなど、できるだけごみにならないよう町民に対して協力を求めていくものとする。

《ごみ減量化量》	
リフューズの推進	プラスチック製容器包装類及びペットボトル2.0 t

#### ③資源回収の促進

各家庭において、町が定めるごみの分別排出方法の推進に積極的に協力するととも

に、再利用可能な空きびん、資源となる空き缶、新聞紙、雑誌、段ボールなどについては、あらかじめ適正な前処理及び分別を行い、各町内会等が実施する「集団資源回収」や「資源リサイクルステーション」などを活用して再資源化に努めるものとする。

また、各小学校においては「空き缶回収事業」に取り組んでおり、子どもの環境教育推進のため今後も学校に理解と協力を求め継続して事業を展開していく。

なお、平成19年度より実施している「住民参加型空き缶回収処理システム」について、令和5年度以降回収量の集計ができなくなっているが、今後も事業を継続して、資源回収の促進に取り組んでいく。

《再資源化量》	
資源回収事業	150.5 t
小学校空き缶回収事業	0.5 t
住民参加型空き缶回収処理システム	3.0 t
合 計	154.0 t

#### ④事業所におけるごみ減量化対策

町内で事業活動を行う事業者は、事業活動に伴い発生するごみについて、再資源化を行い分別及び排出抑制をしたうえで市ごみ焼却施設へ搬入するものとする。

再資源化については、段ボールや新聞紙などが主になるが、資源の再生業者へ依頼するなどして可能な限り排出抑制に努めていただき、鶴岡市への搬入については、一般廃棄物と産業廃棄物との混在を避け適正分別を行い、自己搬入又は三川町収集運搬業許可業者に依頼するものとする。

あわせて、事業所で取引する製品等の梱包、包装材について、可能な限り再利用、再資源化が可能な素材のものを使用していただくなど、可能な限りごみ減量化への協力を求めていくものとする。

《ごみ減量化量》	適正分別及び適正排出、再資源化への努力	13 t
----------	---------------------	------

#### ⑤市リサイクルプラザにおける再資源化

家庭系ごみの「プラスチック製容器包装類」「ペットボトル」「金属・その他」「びん・缶」「蛍光管・乾電池等」は、市リサイクルプラザにおいて再資源化されており、令和6年度の数値は次のとおりである。

《再資源化量》市リサイクルプラザにおける再資源化	
プラスチック製容器包装類・ペットボトル	44.0 t
びん・缶	37.0 t
金属・その他	11.0 t
蛍光管・乾電池等	2.0 t
合 計	94.0 t

#### ⑥みかわエコチャレンジ推進によるリユース、リサイクル促進

令和5年度より、事業者と連携してリユース、リサイクルを促進する「みかわエコチャレンジ」を実施しており、令和7年3月現在、5事業者と連携し、宅配便を活用したパソコン・使用済小型家電の無料回収、不要物の買取・譲渡の促進、使用済ペン・インクカートリッジのリサイクルなどに取り組んでいる。

また、イオンモール三川と本町が協働で年に複数回実施している不要な衣料品等の回収イベントを今後も継続して取り組むことで、リユース・リサイクルの推進と、もやすごみの削減を図るものとする。

今後もこれらを継続的に実施していくとともに、広報、ホームページ、出前講座な

どを通じて「捨てずにリユース、リサイクルする」ことに広く町民が理解を深め、活用してもらうことで、ごみの減量に努めていくこととする。

《ごみ減量化量》 みかわエコチャレンジによるごみ減量化・・・もやすごみ1.0t

⑦食品ロス削減によるごみ減量化

適正量の購入など、食材の購入方法の見直しに関する情報提供などを通じて家庭などで発生する食品ロスの発生抑制に努めていくこととする。

また、三川町社会福祉協議会などが実施しているフードドライブやフードバンクと連携し、食べられるのに破棄される食品を有効活用していくものとする。

《ごみ減量化量》  
適正購入・フードドライブによるごみ減量化・・・もやすごみ 2.5t

(2) 減量化・再資源化の目標値

減量化・再資源化の目標値は、ごみ排出量の見込みに基づくとともに、前段で示した減量化・再資源化の具体的推進方策により見込まれる量を推計し、本計画における目標値とする。

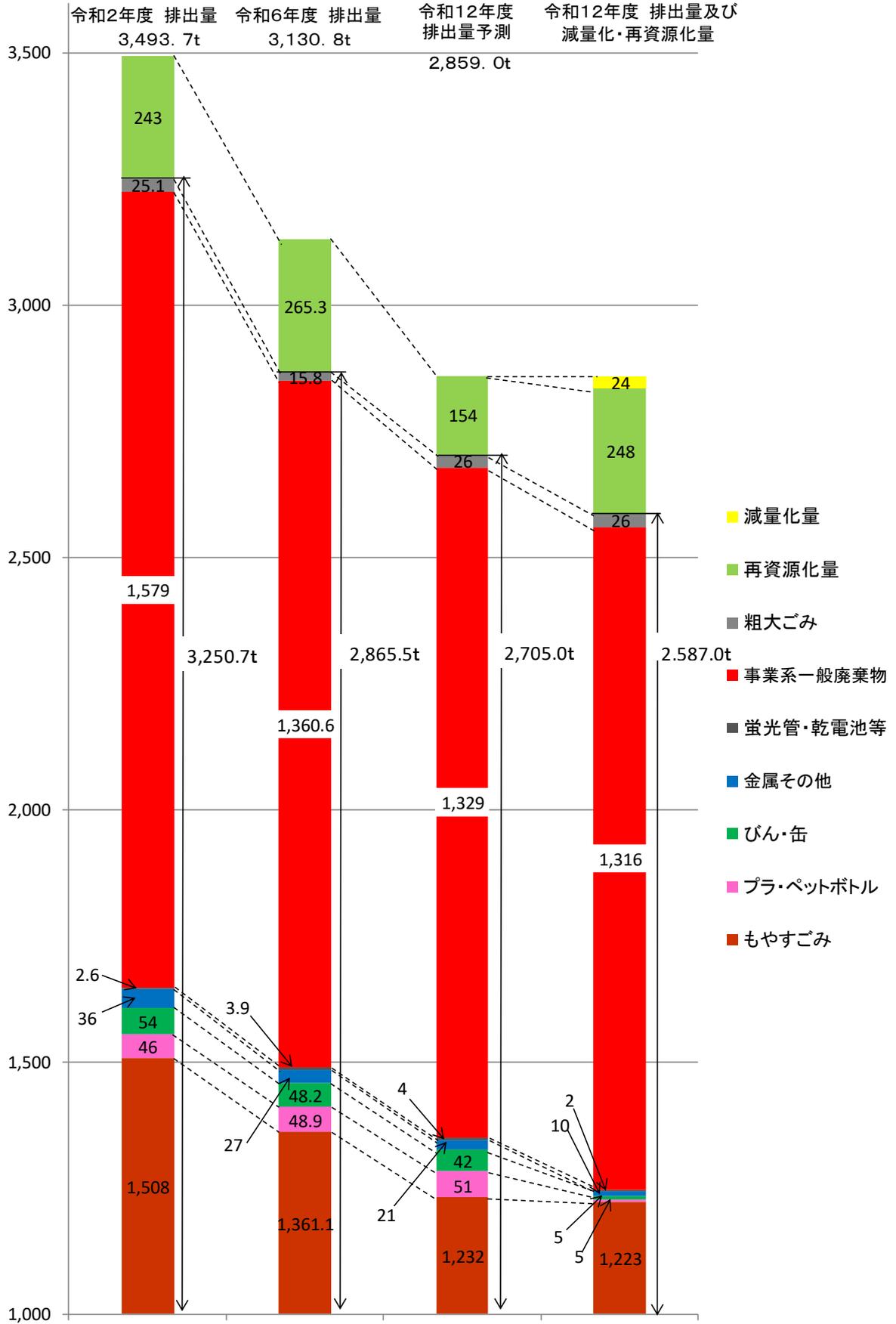
【表14】令和12年度における一般廃棄物の排出量・再資源化量・減量化量の目標値

※括弧内は計画見直し前の数値

(単位：t)

区 分		全排出量	再資源化量	減量化量	目標値	備 考	
家庭系ごみ	もやすごみ	1,232 (1,325)	— (-)	9 (9)	1,223 (1,316)	【減量化量】 啓発活動 5.0 廃食用油回収0.5 みかわエコチャレンジ1.0 食品ロス削減2.5	
	もやさないごみ	プラスチック製 容器包装類・ ペットボトル	51 (41)	44 (35)	2 (2)	5 (4)	【減量化量】 リフューズの推進2.0
		びん・缶	42 (50)	37 (36)	— (-)	5 (14)	
		金 属 ・ そ の 他	21 (32)	11 (12)	— (-)	10 (20)	
		蛍 光 管 ・ 乾 電 池 等	4 (2.6)	2 (0.9)	— (-)	2 (1.7)	
		小 計	118 (125.6)	94 (83.9)	2 (2)	22 (39.7)	
	家庭系ごみ 計	1,350 (1,450.6)	94 (83.9)	11 (11)	1,245 (1,355.7)		
資 源 化	154 (243)	154 (243)	— (-)	— (-)	【再資源化量】 資源回収 150.5 小学校空缶回収0.5 住民参加型空缶回収3.0		
粗大ごみ	26 (17.8)	— (-)	— (-)	26 (17.8)			
事業系ごみ	1,329 (1,550)	— (-)	13 (23)	1,316 (1,527)	【減量化量】 適正分別等 13		
合 計	2,859 (3,261.4)	248 (326.9)	24 (34)	2,587 (2,900.5)			

### 令和12年度 減量化・再資源化量の目標値(単位:t)



## 4. ごみの適正処理計画

### (1) 家庭における適正排出

各家庭において適正分別を徹底していただき、再資源化を図ったうえでやむなく発生するごみについては、ルールに従ってごみステーション等に排出するように指導する。

### (2) 野焼きの禁止

良好な生活環境の保全を図るため、原則として屋外での焼却（野焼き）は全面的に禁止されている。ただし、例外として、主に次のものが除外されているが、これらを行う場合は、事前に役場又は鶴岡市消防署三川分署に届け出してもらうことを徹底するものとする。

- ①風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②営農上やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ③たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

### (3) 不法投棄対策

ポイ捨て以外の不法投棄については、稀に発生しているもののほとんどが小規模なものであることから、これまでと同様に継続的に不法投棄パトロールを実施し、庄内総合支庁環境課や警察とも連携して不法投棄の早期発見及び不法投棄防止の啓発に努めることとする。

### (4) 町民への適正排出指導

本計画を基に、町民に対して「ごみの分け方・出し方」や「ごみ収集カレンダー」を作成し、全戸配布して適正分別・適正排出をお願いしているが、いまだに分別違いや容器の非洗浄、異物の混入などの違反ごみが多く見受けられる。

また、明らかに産業廃棄物であるにもかかわらず一般廃棄物としてごみステーションに排出する事例が後を絶たない状況にある。

今後も、住民からの分別指導の依頼や各種団体の出前講座等において説明するなど町民への啓発に努めるとともに、ごみステーションへの産業廃棄物の排出については、警察等の関係機関に情報提供するなどし、毅然とした対応を行うものとする。

## 5. 分別排出及び収集運搬計画

### (1) 家庭系ごみの種類と分別方法

町民が排出できるごみの種類及び分別方法は次のとおりである。

#### ①もやすごみ

もやすごみとは、市ごみ焼却施設で焼却可能なものとする。

なお、生ごみはできるだけ水切りや堆肥化を行い、古紙は資源回収を利用し再資源化に努めるものとする。

対象物	指定袋に入れること	生ごみ、資源化不能な紙くず、布類、落ち葉・草（乾燥させる）、貝殻、紙おむつ・ペットの砂（汚物を取り除いて少しづつ）、使い捨てカイロ、ゴム製品、皮革製品、ホース（1 m未満に切って）、乾燥剤・保冷剤、靴・はきもの、プラスチック製容器包装類以外のビニール・プラスチック製品（廃プラスチック）等
	指定袋に入れなくてもよい	木材＝枝木・竹（長さ60 cm以内、直径30 cm以内）、ござ・すだれ・風呂用マット（まるめて縛る。長さ90 cm以内、直径10 cm以内）、座

		敷ほうき・竹ほうき（縛らずにそのまま出す）、枝豆・花（花や葉が散乱しないようにする。直径30cm以内の束）
--	--	---

## ②プラスチック製容器包装類

もやさないごみ（プラスチック製容器包装類）とは、市リサイクルプラザで処理可能なプラスチック類をいう。具体的には♻️マークが表示されている容器包装類である。

なお、排出に際しては、異物を取り除き水洗いする等の処理を行い、汚れを落としてから分別することとする。また、農業用廃ビニールは、産業廃棄物であるため排出できない。

### 《対象物》

シャンプー洗剤等の容器、食品容器、カップ麺容器、包装類、レジ袋、発泡スチロール、スナック菓子・オードブル容器・赤飯容器等のプラスチックにアルミコーティングがされている袋・容器、ペットボトル容器の外装フィルム・キャップ等

## ③ペットボトル

ペットボトルとは、PET1に区分される飲料用、醤油等の容器であり、油を入れて再使用したものなど他の用途で使用したものは除くものとする。

なお、排出時は、キャップを外して異物を取り除き、水洗いするなどの処理を行う。

### 《対象物》

飲料用・醤油・酒のペットボトル（油のペットボトルは不可）

## ④びん・缶

「びん・缶」とは、市リサイクルプラザで処理可能な「びん・缶」とする。ただし、一升びんやビールびんのリターナブルびんは資源として回収することとする。

### 《対象物》

ジュース、栄養ドリンク、ワイン等のびん、空き缶

## ⑤金属・その他

「金属・その他」とは、市リサイクルプラザで処理可能な「金属、ガラス、せともの等」とする。ただし、空き缶と空きびんは除く。

また、電気製品も「金属・その他」として分別されるが、1辺が30cm以内のものに限る。それ以外のは粗大ごみに分類される。

対象物	指定袋に入れる	金属類、ポット、哺乳びん、ガラスコップ、白熱電球、アルミホイル、せともの・陶器類、耐熱ガラス、電気コード、時計、ガラス（紙などに包んでから「ガラス」と書いて出す）、針・カミソリやカッターの刃・包丁・アイスピック（紙などに包んでから指定袋に「針」「刃」などと中身を書いて出す）、金属・ガラスとその他の素材との複合品（水筒・おもちゃなど）
	指定袋に入れない	傘（1本ずつ縛って出す）

## ⑥蛍光管・乾電池・スプレー缶・カセットボンベ・ライター・水銀計等

蛍光管・乾電池・スプレー缶・ライター・水銀計等は、家庭で使用したものに限り回収する。

乾電池、スプレー缶及びカセットボンベ、ライターはそれぞれ透明な袋に入れ、蛍光管は購入時の容器か新聞紙等に包み、ごみステーション内等の町内会が指定した回収箱に出すものとする。また、令和8年度より、ワイヤレスイヤホン、ハンディファ

ンのような30cm以下の電池内蔵製品は、電池を取り外せない・取り外すことが難しい場合は「蛍光管・乾電池等」とし、電池を取り外せる場合は本体を「金属・その他」に、電池は「蛍光管・乾電池等」に仕分けるものとする。

水銀計は、購入した小売り店が回収していれば当該店へ、または役場建設環境課に持ち込むこととする。

#### ⑦粗大ごみ（リサイクル対象品目を除く）

三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者の協力により年3回実施している集団回収を利用する、同業者へ直接依頼する、市リサイクルプラザへ直接持ち込む、のいずれかの方法によるものとする。なお、収集運搬及び処理に係る費用はいずれの場合も排出者が負担するものとする。

なお、電化製品のうち家電5品目及びパソコンは、粗大ごみの対象とはならない。

《対象物》

指定のごみ袋に入らない廃棄物で、家電5品目及びパソコン以外の電化製品、家財道具等

#### ⑧特定家庭用機器再商品化法対象品目（家電5品目）

家電5品目の排出方法は、「料金郵便局振込方式」と「料金販売店回収方式」がある。

「料金郵便局振込方式」は、排出者が郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定引き取り場所で廃棄物を引き渡す方法である。「料金販売店回収方式」は、新たに購入した小売店又は当該製品を購入した小売店に引き取ってもらう方法である。なお、三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼して処理することも出来るが、収集運搬及び処理に係る費用はいずれの場合も排出者が負担することとなる。

#### ⑨パソコン

パソコンは、デスクトップ型パソコン（本体）、ノートブック型パソコン、ブラウン管（CRT）式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型のパソコンもリサイクル対象となっており、収集運搬及び処理に係る費用は排出者が負担することとなっている。

なお、家庭で使用したパソコン（ブラウン管式ディスプレイを除く。）やワープロは、資源リサイクルステーションで使用済小型家電として回収しており、この場合は排出者負担の費用負担は発生しない。

また、みかわエコチャレンジ連携事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と連携協定を締結しており、パソコン、小型家電無料回収について、同社のホームページから申し込みすることで、宅配便を活用し費用負担なく排出することが可能である。

#### ⑩使用済小型家電

使用済小型家電の回収対象としているパソコン、ワープロ、液晶ディスプレイ、携帯電話、電話機、カーステレオ、デジタルステレオ等は、資源リサイクルステーションで回収している。

#### ⑪その他のごみ

その他のごみについては、購入先に引取りを依頼するか、三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するものとし、処理費用を含め排出者が負担することとなる。

《対象物》 危険物、劇薬物、自動車の部品等

## ⑫し尿

し尿は、家庭、事業所、公共施設、仮設トイレ等で人体から排出された生し尿を対象とし、三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬し、その費用は処理費用も含め排出者が負担するものとする。

## ⑬浄化槽汚泥

浄化槽汚泥として処理されるものには、家庭、事業所、公共施設等の浄化槽、農業集落排水処理施設から生ずる汚泥及びグリストラップ等から生じる残渣があり、三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬し、その費用は処理費用も含め排出者が負担するものとする。

## ⑭事業系ごみ

事業所等から排出されるもやすごみは、市ごみ焼却施設に自己搬入する、または三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬とし、その費用は処理費用も含め排出者が負担するものとする。

## ⑮資源となるもの

資源となるものは、町内会が実施する集団資源回収、資源リサイクルステーションなどを活用し、再資源化に努めるものとする。

《対象物》 新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、その他の雑紙類、一升瓶・ビール瓶、電化製品（外側が金属）、金属類、発泡スチロール、廃油（エンジンオイル）、廃食用油、使用済小型家電
---

## (2) 家庭系ごみの排出方法及び収集運搬方法

町民は、町内会の設置管理するごみステーションへ、ルールに従い排出するものとする。家庭系ごみのうち、ごみステーションに排出できるものは、「もやすごみ」「プラスチック製容器包装類」「ペットボトル」「びん・缶」「金属・その他」及び「蛍光管・乾電池等」の6種類である。町民がごみステーションに排出する際は、「もやすごみ」「プラスチック製容器包装類」「ペットボトル」「びん・缶」及び「金属・その他」は、指定袋に入れるものとし、「蛍光管・乾電池等」は、町内会で用意した回収箱に入れるものとする。

ごみステーションに排出されたごみは、三川町一般廃棄物収集運搬業務の受託者が収集運搬し、鶴岡市の各ごみ処理施設で処理される。なお、三川町一般廃棄物収集運搬業務の受託者は、町が所有するごみ収集車又は受託者が用意した車両により、各ごみステーションに排出されたごみを巡回し収集運搬するものとする。

また「資源」は、資源リサイクルステーションについては、その資源の種類によって民間の資源回収事業者により、町内会が実施する資源回収については町内会が依頼する民間の資源回収事業者により適切に収集運搬するものとする。

「粗大ごみ」「その他のごみ」については、排出者自ら市リサイクルプラザへ運搬する、または依頼した三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者により収集運搬するものとする。

なお、粗大ごみ、家電5品目及び家庭系パソコンについては、(1) 家庭系ごみの種類と分別方法⑦、⑧及び⑨に記載のとおりとする。

## (3) ごみ収集日の指定

家庭系ごみについては、それぞれごみ収集指定日にごみステーション等に排出する。

ごみ収集日は原則として、「もやすごみ」が週2回（毎週火・金曜日）、「プラスチック製容器包装類」と「ペットボトル」が週1回（毎週水曜日）、「びん・缶」と「金属・その他」が隔週1回（隔週木曜日）、「蛍光管・乾電池等」が月1回（毎月第3月曜日）とし、土・日曜日、祝日及び年末年始等の休日は、原則収集しないものとする。

ごみ収集日の具体的な事項については、町が別に定める単年度ごとの一般廃棄物処理実施計画において定めるものとする。

#### （4）事業系ごみの排出方法及び収集運搬方法

事業系ごみは一般廃棄物に限り、基本的に自己搬入もしくは三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託するものとし、焼却処理はせず、新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙などの古紙等は資源回収業者等に依頼し、可能な限り再資源化を図るものとする。

#### （5）し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥については、（1）家庭系ごみの種類と分別方法⑫及び⑬に記載のとおりとする。

## 6. 処分計画

### （1）中間処理

町が委託又は許可をした業者により収集運搬された一般廃棄物のうち、鶴岡市の各処理施設への搬入を指示したのものについては、第3章一般廃棄物処理の現況と課題 1. 一般廃棄物の処理体系の現況 に記載した処理体系によりその処理を行うものとし、その具体的な内容については、鶴岡市の計画によるものとする。

### （2）最終処分

鶴岡市では、市最終処分場において、ごみ焼却施設及び中間処理施設より生じた処理残渣等を、適正に埋立処分しているところである。

## 7. その他本計画の推進に関し必要な事項

今後、町民及び事業者等に対し本計画の趣旨及び内容を周知し、理解と協力を求めるとともに、関係機関・団体との連携を強め、本計画が効果的に推進実現されるよう努めるものとする。

## 第5章 食品ロス削減推進計画

### 1. 食品ロスを取り巻く現状及び課題

食品ロスは、本来食べられにもかかわらず捨てられる食品のことを指し、家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスと、食品関連産業事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスに分類される。

全国においては、農林水産省・環境省の推計では令和5年度推計値で年間464万tの食品ロスが発生しており、国民の1人当たりの食品ロス量は年間で約37kg、1日当たり約102g（おにぎり約1個分）と推計されている。なお、国全体の食品ロスのうち、家庭系が233万t、事業系が231万tとなっている。

食品ロスは、食品廃棄物の処理に多額の費用を要するだけでなく、焼却時には二酸化炭素が排出され、焼却灰を埋める最終処分場の問題にも影響を与えることから、削減に向けた対策が必要となっている。

### 2. 食品ロス発生量

#### (1) 家庭系食品ロス発生量

本町ではごみの組成調査を実施しておらず、家庭系収集ごみに占める食品廃棄物等の割合を把握していないため、全国の食品ロス発生量から全国と本町の人口対比により、食品ロス発生量を推計するものとする。

農林水産省・環境省による令和5年度の食品ロス発生量の推計では全国で233万tであることから、令和6年1月1日住民基本台帳人口・人口動態及び世帯数調査における令和5年（1月1日から同年12月31日まで）人口動態（市区町村別）（総計）に基づき、本町の人口と全国の人口の対比により、食品ロスを次のとおり推計する。

令和5年度全国食品ロス発生量推計233万t ×（三川町人口7,062人/全国人口124,885,175人） ＝本町の食品ロス発生量131.8t ≒ 132t
--

#### (2) 事業系食品ロス発生量

国の「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」に基づき、事業系食品ロスについて次のとおり100t以上排出事業者とそれ以外の排出事業者に分けて推計する。

##### ① 100t以上排出事業者

「令和5年度食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者定期報告」における本町の事業者発生量に、「令和5年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可触部の量の把握等調査）報告書（概要版）」中の表2-9食品産業全体での可食部・不可食部の内訳（推計）の4業種別（食品製造業、食品卸売行、食品小売業、外食産業）食品ロスの割合を乗じ推計した。

区 分	食品廃棄物等の発生量 (千 t) ①	うち可食部発生量 (千 t) ②	食品ロス割合 (%) ②/①
食品製造業	13,860	1,234	8.9
食品卸売業	222	130	58.6
食品小売業	1,141	594	52.1
外食産業	1,475	895	60.7

※端数処理の関係で一致しない項目があるが出典元のとおりとする。

区 分	本町における食品廃棄物発生量 (t) ①	食品ロス割合 (%) ②	食品ロス発生量 (t) ①×②
食品製造業	0	8.9	0
食品卸売業	0	58.6	0
食品小売業	104.5	52.1	54.4
外食産業	25.1	60.7	15.2

## ② 100 t 未満排出事業者

「令和5年度食品リサイクル事業等調査委託事業報告書」における全国の食品廃棄物等の発生量から全国の100 t 以上排出事業者の発生量を差し引き、それに100 t 以上排出事業者で算出した食品ロスの割合を乗じ、さらに「令和3年度経済センサス活動調査結果 事業所に関する集計 産業横断的集計 事業所数、従業者数」中の4業種別の全国の事業所と本町の事業所の対比割合を乗じて推計した。

区 分	全国の食品廃棄物等の発生量 (千 t) ①	うち全国の100 t 以上排出事業者発生量 (千 t) ②	食品ロス割合 (%) ③	令和3年度経済センサス活動調査に基づく割合 (%) ④	食品ロス発生量 (t) ①・②×③×④
食品製造業	13,860	13,258	8.9	0.02513	13.5
食品卸売業	222	98	58.6	0.01871	13.6
食品小売業	1,141	851	52.1	0.00772	11.7
外食産業	1,475	408	60.7	0.00601	38.9

	三川町 (R5)		山形県 (H29)		全国 (R5)	
	量 (t)	割合 (%)	量 (万 t)	割合 (%)	量 (万 t)	割合 (%)
食品ロス量 (総量)	279	100.0			464	100.0
家庭系食品ロス量	132	47.3	2.2	100.0	233	50.2
事業系食品ロス量	147	52.7	推計なし		231	49.8
食品製造業	13	4.7			108	23.3
食品卸売業	14	5.0			9	1.9
食品小売業	66	23.6			48	10.4
外食産業	54	19.4			66	14.2

1人1日あたりの食品ロス発生量	108g		102g
1人1日あたりの家庭系食品ロス発生量	51g	55g	51g

※山形県は「第3次山形県循環型社会形成推進計画（山形県食品ロス削減推進計画含む）」において家庭系食品ロス発生量のみ試算している。また、1人1日あたりの家庭系食品ロス発生量については、山形県が実施した家庭系食品ロス発生量の試算を基に、「第3次山形県循環型社会形成推進計画（資料編）」の資料2-1、資料2-2の県全体の計画収集人口1,093,472人により算出している。

## 3. 食品ロス発生量の目標

令和7年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、家庭系食品ロスは平成12年度比で令和12年度までに半減、事業系食品ロスは平成

12年度比で令和12年度までに60%削減させることを目標としている。これを基に本町では、家庭系食品ロスは1年あたり1.7%、事業系食品ロスは1年あたり2%の削減を目標として、令和12年度までに家庭系で11.9%、事業系で14.0%の削減を目標とする。

上段：食品ロス発生量	基準（現状）		目標
下段：1人1日あたり発生量	R5		R12
町全体の食品ロス発生量	279 t	➔	242 t
	108 g		94 g
うち家庭系食品ロス発生量	132 t	} 11.9%削減	116 t
	51 g		45 g
うち事業系食品ロス発生量	147 t	} 14.0%削減	126 t
	57 g		49 g

#### 4. 家庭から出る食品ロス削減の取り組み

消費者である家庭においては、発生抑制の観点から食品ロスに関する問題への理解を促すことが最も重要である。消費者庁が実施した令和4年度第2回消費生活意識調査によると、食品ロス問題について知っているという回答した人は81.1%であり、約2割の者が認知していない状況である。また、60歳代の認知度が90.7%である一方で、20歳代の認知度が63.0%と最も低い状況である。食品ロス削減のためには、こうした食品ロスの問題を認知していない者、特に若年層などへの周知を強化していく必要がある。

あわせて、ローリングストックなどによる適正量の購入、食材の購入方法見直し、食材を無駄にしない取り組みなどについての情報提供を通じて、家庭などで発生する食品ロスの発生抑制に努めていくこととする。

さらに、三川町社会福祉協議会などが実施しているフードドライブやフードバンクと連携し、食べられるのに廃棄される食品の有効活用を推進していく。

#### 5. 事業所から出る食品ロス削減の取り組み

事業所から発生する食品ロスの要因の一つとなっている商習慣の3分の1ルールについては、食品流通において「メーカー（または卸）」「小売り」「消費者」の3者が、製造から賞味期限までの期間を3分の1ずつ分け合うものであるが、製造日から賞味期限までの期間の3分の2を過ぎると賞味期限内であっても店頭から撤去され、返品や廃棄されることで食品ロスが発生していることから、現在、国全体で見直しが進められている。

また、事業所から排出される食品ロスを削減するためには、消費者の行動変容を促すことも必要である。そのためには、賞味期限切れによる食品ロスの削減につながる「てまえどり」の奨励や、飲食店での食べ残し防止について、事業所と連携した情報発信をする必要がある。

学校給食から発生する食品ロスについては、食育などとも連携し、子どもたちに食の大切さと食品ロスの概念を学んでもらうことで食品ロス削減の意識を醸成し、食べ残しなどを防止していくことで食品廃棄発生量の抑制に努めるものとする。

## 《 資 料 》

### 【関係資料】

I. 計画処理区域内対象人口の予測	3 1
II. ごみ減量化・再資源化（見込）量積算資料	3 1
III. ごみ排出量の実績	3 4
IV. ごみの収集・運搬・処分の体系	3 6
V. 一般廃棄物処理業許可業者一覧	3 8
VI. 町内会別ごみステーション数（令和7年3月末現在）	3 9
VII. 三川町一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～12年度）策定の経過	4 0
VIII. 令和7年度 三川町廃棄物減量等推進審議会委員 名簿	4 1

### 【関係例規等】

・美しいまち三川をつくる環境条例	4 2
・美しいまち三川をつくる環境条例施行規則	4 6
・三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	4 7
・三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	4 9
・三川町廃棄物減量等推進審議会条例	5 1
・三川町一般廃棄物処理業者処分基準要綱	5 2
・三川町一般廃棄物処理業者処分審査会設置要綱	5 4
・廃棄物減量等推進員（クリーンみかわ推進員）設置要綱	5 5
・三川町資源回収事業交付金交付規程	5 6

## I. 計画処理区域内対象人口の予測

【人口の推移・予測】

(なの花荘入居者含む) (単位：人)

	実績				推計					
年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人 数	7,282	7,134	7,041	6,972	6,895	6,819	6,744	6,670	6,597	6,524

この数値は、令和3年度～令和6年度は各年度の3月31日現在の住民基本台帳に登録された人口数である。また、令和7年度、令和12年度については国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月22日に公表した「日本の地域別将来推計人口」の数値であり、令和8年度～令和11年度はそこから推計した数値である。

次に、計画処理区域内対象人口については、上記の表から、なの花荘入居者（令和6年度までの状況から令和7年度以降は80名と推計）を減じた数値である。

【計画処理区域内対象人口】

(なの花荘入居者除く) (単位：人)

	実績				推計					
年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人 数	7,202	7,055	6,961	6,892	6,815	6,739	6,664	6,590	6,517	6,444

## II. ごみ減量化・再資源化（見込）量積算資料

### 1. 家庭系もやすごみ

(1) 生ごみ処理対策 ※計画書18ページ①ごみ等の減量化対策関係

各種団体への啓発活動（水切り、作り過ぎ・買い過ぎをしない）により、もやすごみの中の生ごみの割合を10%、啓発活動による減量化率を7%と仮定し、5tを減量化で見込むものとする。

$$R12 \text{ もやすごみ見込み } \times \text{ 生ごみ比率 } \times \text{ 水分含有率 } \times \text{ 減量化率 } \\ 1,232 \text{ t} \times 10\% \times 60\% \times 7\% = 5 \text{ t}$$

(2) 廃食用油の拠点回収普及啓発活動 ※計画書18ページ①ごみ等の減量化対策関係  
令和6年度の回収量が545ℓであることから、

$$R6 \text{ 対象人口 } : R12 \text{ 対象人口 } \\ 6,892 \text{ 人} : 6,444 \text{ 人} = 545 \text{ L} : X \quad X = 509 \text{ L}$$

令和8年度より拠点回収に変更するが、周知等によりスムーズな移行を促し、令和12年度の回収量目標を600L（油の密度が約0.9g/mlのため、重量換算で約0.5t）とする。

(3) 資源回収事業 ※計画書18ページ③資源回収の促進関係

令和6年度現在、ほぼ全ての町内会が集団資源回収を実施しており、ほとんどの町内会が年2回または3回実施している現状から推計すると、集団資源回収での資源回収量の飛躍的な増加は見込めないと判断する。よって、資源回収への交付金の交付は引き続き行うものの、今まで以上の減量化量については見込まない。

(4) みかわエコチャレンジ ※計画書19ページ⑥みかわエコチャレンジ推進によるリユース、リサイクル促進関係

町内の商業施設で実施している衣類回収イベントについて、令和5年度380kg、令和6年度750kgと回収量が増えていることから、今後もイベントを継続し、年間の回収量1tを目標とし、同じく1tの減量化を見込む。

(5) 食品ロス削減 ※計画書20ページ⑦食品ロス削減によるごみ減量化関係

「三川町食品ロス削減推進計画」より、令和5年度を基準とし、令和12年度までに16tの食品ロスを削減することを目標としていることから、1年あたり約2.5tの減量化率を見込む。

**家庭系もやすごみの減量化量 合計9.0t**

## 2. 家庭系プラスチック製容器包装類及びペットボトル

(1) リフューズの推進 ※計画書18ページ②ごみ発生抑制の普及促進関係

マイバック、マイボトルの活用、過剰包装されていないものを選ぶなどのリフューズの取り組みを推進することで減量化を見込む。具体的には、令和2年7月からのレジ袋有料化する以前である令和元年度のプラスチック製容器包装類・ペットボトルの排出量のうち2%がレジ袋等、減量化率50%と仮定し、0.5tの減量化で見込む。

また、ペットボトルに関しては、マイボトルの推進等により、令和元年度のプラスチック製容器包装類・ペットボトルの排出量のうち、ペットボトルの割合は30%、減量化率を10%と仮定し、1.5tの減量化を見込む。

○マイバックによる削減効果			
令和元年度プラスチック製容器包装類		レジ袋割合	減量化率
ペットボトル排出量			
48.9t	×	2%	× 50% ≒ 0.5t
○マイボトルによる削減効果			
令和元年度プラスチック製容器包装類		ペットボトル割合	減量化率
ペットボトル排出量			
48.9t	×	30%	× 10% ≒ 1.5t

**家庭系プラスチック製容器包装類・ペットボトルの減量化量 合計2.0t**

## 3. 家庭系びん・缶 及び 金属・その他

(1) 資源回収事業 ※計画書18ページ③資源回収の促進関係

○集団資源回収事業の活用

令和6年度現在、ほぼ全ての町内会が集団資源回収を実施しており、過去の回収実績から再資源化量を見込むものとする。

一方、町が「びん・缶」(緑色)を家庭系一般廃棄物として回収をしており、資源回収の奨励を今後も行うが、減量化量については見込まない。

○資源リサイクルステーションの活用

資源リサイクルステーションについて利用の奨励を今後も行い、再資源化量を見込

むが、今以上の減量化量については見込まないものとする。

○小学校空き缶回収事業の継続

回収事業は今後も行うが、例年の回収量に大きな変化はないと推計し、再資源化量は見込むが、今以上の減量化量については見込まないものとする。

家庭系びん・缶及び金属・その他の減量化量
----------------------

合計 0 t
--------

**4. 事業系一般廃棄物** ※計画書 19 ページ④事業所におけるごみ減量化対策

町内の各事業所にごみの減量化への協力を働きかけることにより、全体排出量の 1.0% が減量化されると仮定し、令和 12 年度の事業系一般廃棄物の排出量見込みが 1,329 t であるため、約 13 t の減量化となる。

事業系一般廃棄物の減量化量 13 t
--------------------

Ⅲ. ① ごみ排出量の実績（総量）

区 分	計 画 量 (t) ①					実 績 量 (t) ②					比較 ②/① (%)					
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	
家庭系 もやさないごみ	もやすごみ	1,477	1,495	1,472	1,473	1,344	1,511	1,487	1,484	1,358	1,361	102.3	99.5	100.8	92.2	101.3
	プラスチック製容器包装 類・ペットボトル	44	47	49	49	48	47	50	50	48	49	106.8	106.4	102.0	98.0	102.1
	びん・缶	54	52	55	52	47	53	55	52	47	48	98.1	105.8	94.5	90.4	102.1
	金属・その他	34	36	33	30	29	36	50	31	29	27	105.9	138.9	93.9	96.7	93.1
	蛍光管・乾電池等	2	3	2	3	2	3	2	3	2	4	150.0	66.7	150.0	66.7	200.0
	小 計	134	138	139	134	126	139	157	136	126	128	103.7	113.8	97.8	94.0	101.6
	家庭系 計	1,611	1,633	1,611	1,607	1,470	1,650	1,644	1,620	1,484	1,489	102.4	100.7	100.6	92.3	101.3
事業系ごみ	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,498	1,502	1,364	1,339	1,361	96.6	96.9	88.0	86.4	87.8	
ごみ排出量 合計	3,097.3	3,183.0	3,161.0	3,157.0	3,020.0	3,148.0	3,146.0	2,984.0	2,823.0	2,850.0	101.6	98.8	94.4	89.4	94.4	
人口 (人) ※	7,380	7,362	7,282	7,135	7,041	7,362	7,282	7,135	7,041	6,972	99.8	98.9	98.0	98.7	99.0	
内、なの花荘入所者数	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
なの花荘入所者数を除く	7,300	7,282	7,202	7,055	6,961	7,282	7,202	7,055	6,961	6,892	99.8	98.9	98.0	98.7	99.0	

- ※1 「人口」、「計画量」の計画値は、毎年度策定している「一般廃棄物処理計画」の数値。  
 ※2 「ごみ排出量」の算定対象とした「人口」は、「なの花荘入所者数」を除いた人口。  
 ※3 「人口」の実績値は、各年度末の住民基本台帳人口。

区 分	計 画 量 (t) ①					実 績 量 (t) ②					比較 ②/① (%)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
資源物回収量	243	243	243	243	243	247	225	211	190	171	101.6	92.6	86.8	78.2	70.4
粗大ごみ	18	18	18	18	18	32	35	25	20	16	177.8	194.4	138.9	111.1	88.9
資源物 合計	261.0	261.0	261.0	261.0	261.0	279.0	260.0	236.0	210.0	187.0	106.9	99.6	90.4	80.5	71.6

区 分	計 画 量 (k0) ①					実 績 量 (k0) ②					比較 ②/① (%)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	140	140	140	140	140	168	150	132	111	114	120.0	107.1	94.3	79.3	81.4
浄化槽汚泥	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,679	1,594	1,603	1,720	1,614	103.3	98.0	98.6	105.8	99.3
し尿及び浄化槽汚泥 合計	1,766	1,766	1,766	1,766	1,766	1,847	1,744	1,735	1,831	1,728	104.6	98.8	98.2	103.7	97.8

Ⅲ. ② ごみ排出量の実績 (1人1日当たり)

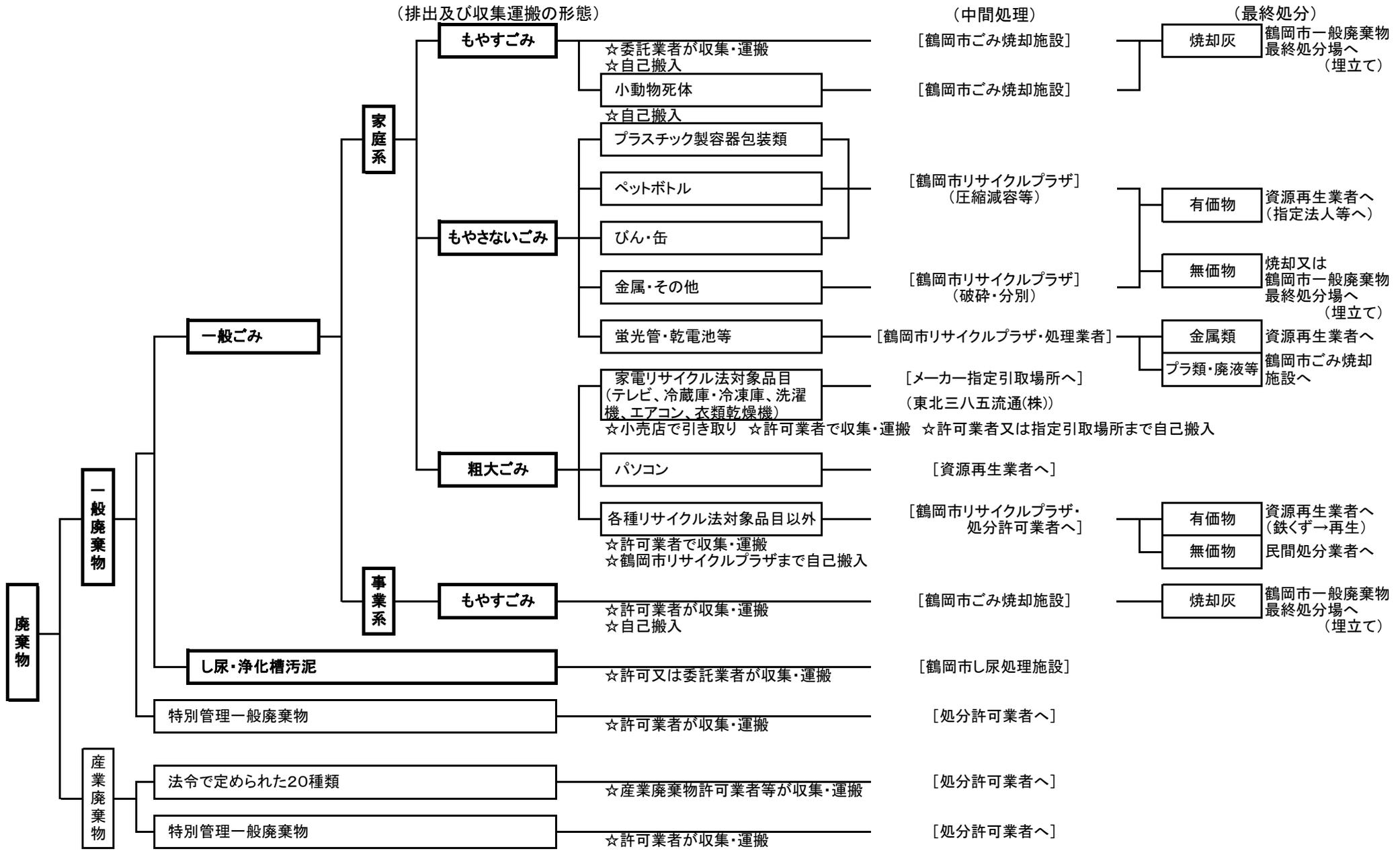
区 分		計 画 量 (g/人・日) ①					実 績 量 (g/人・日) ② ※1					比 較 ②/① (%)					
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	
家庭系	もやすごみ	554.3	562.6	559.9	570.4	529.2	568.3	565.6	576.2	534.5	541.1	102.5	100.5	102.9	93.7	102.2	
	もやさないごみ	プラスチック製容器包装類・ペットボトル	16.6	17.5	18.7	19.1	18.9	17.7	18.9	19.3	19.0	19.4	106.6	108.0	103.2	99.5	102.6
		びん・缶	20.1	19.7	20.8	20.2	18.6	19.8	21.0	20.3	18.6	19.2	98.5	106.6	97.6	92.1	103.2
		金属・その他	12.7	13.5	12.5	11.8	11.3	13.7	12.7	11.8	11.5	10.7	107.9	94.1	94.4	97.5	94.7
		蛍光管・乾電池等	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	1.6	100.0	90.0	111.1	90.0	176.7
		小 計	50.3	51.7	52.9	52.1	49.7	52.1	53.5	52.4	50.0	50.9	103.6	103.5	99.1	96.0	102.4
	家庭系 計	604.6	614.3	612.8	622.5	578.9	620.4	619.1	628.6	584.5	592.0	102.6	100.8	102.6	93.9	102.3	
人口 (人) ※		7,380	7,362	7,282	7,135	7,041	7,362	7,282	7,135	7,041	6,972	99.8	98.9	98.0	98.7	99.0	
内、なの花荘入所者数		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
なの花荘入所者数を除く		7,300	7,282	7,202	7,055	6,961	7,282	7,202	7,055	6,961	6,892	99.8	98.9	98.0	98.7	99.0	

※1 「人口」、「計画量」の計画値は、毎年度策定している「一般廃棄物処理計画」の数値。

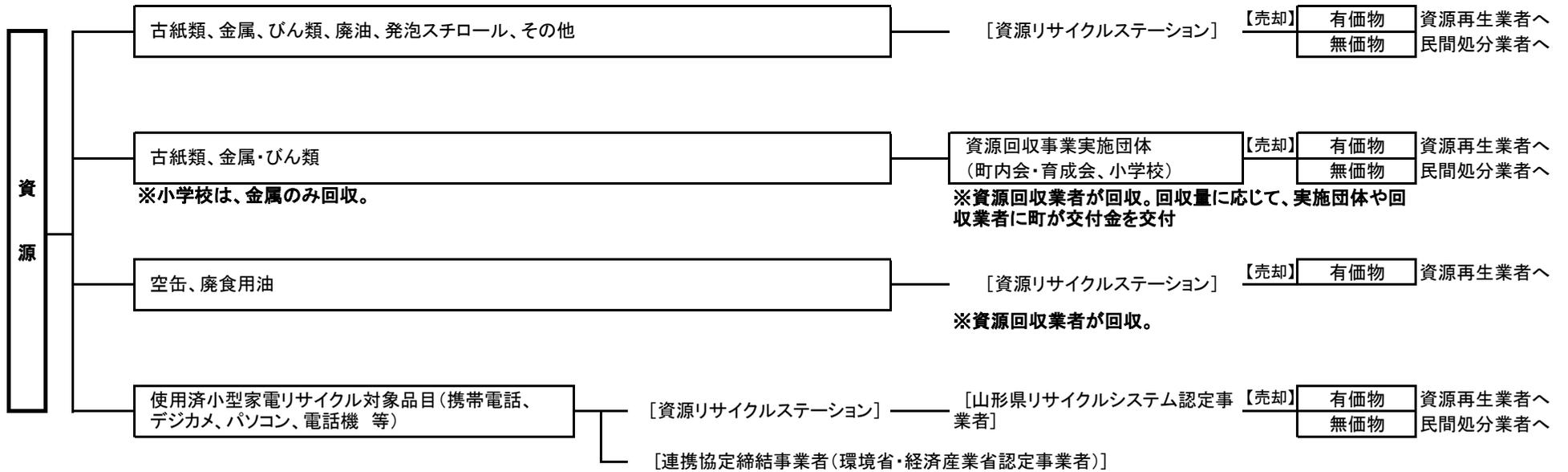
※2 「g/人・日」の算定対象とした「人口」は、「なの花荘入所者数」を除いた人口。

※3 「人口」の実績は、各年度末(令和2年度は実績見込)の住民基本台帳人口から、「なの花荘入所者数」を除いた人口。

### IV. ごみの収集・運搬・処分の体系①



#### IV. ごみの収集・運搬・処分の体系②



## V. 一般廃棄物処理業許可業者一覧

収集運搬業許可業者(事業系ごみ)

(令和7年3月31日現在)

会社名称	郵便番号	所在地	電話番号
(株)環境管理センター	997-0011	鶴岡市宝田三丁目16番20号	0235-25-0801
(株)理水	997-0013	鶴岡市道形町18番16号	0235-24-3197
東北環境開発(株)	997-0845	鶴岡市下清水字打越2番地の1	0235-24-3110
(有)大滝商店	997-0854	(事務所) 鶴岡市大淀川字洞合68番地 (事業所) 鶴岡市白山字村北128番地1	(本社) 0235-29-6662 (事業所) 0235-22-1889
庄内環境衛生事業(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-2244
庄内環境整備(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-0496
東北イー トップ(株)	999-7604	鶴岡市藤浪四丁目104番地2	0235-64-5785
(株)エコー	998-0832	酒田市両羽町325番地の1	0234-22-7333
(株)今野運輸	998-0102	酒田市京田一丁目5番地の22	0234-31-3488
環水工業(株)	999-7611	鶴岡市上藤島字街道西3番地の1	0235-64-2559
(株)庄交コーポレーション	997-0031	(本社) 鶴岡市錦町2番60号 (事業所) 鶴岡市日和田町20番32号	(本社) 0235-22-3033 (事業所) 0235-25-1380
(有)朝日環境衛生	997-0403	鶴岡市越中山字立岩40番地16	0235-53-2811
庄内市場運送(株)	998-0125	酒田市広野字福岡150番地	0234-92-2113
ウィズ環境(株)	999-7541	鶴岡市西目字水上沢129番地5	0235-35-3569
ミカワ精工(株)	998-0875	酒田市東町一丁目14番地の23	0234-24-3871
(株)管理システム	998-0102	(本社) 酒田市京田二丁目69番8号 (事業所) 鶴岡市たらのき代字早坂686番地	(本社) 0234-41-1355 (事業所) 0235-57-3225
(株)鈴木工務店	997-0851	鶴岡市布目字宮田163番地4	0235-28-2758
(株)ニッタ	997-0845	鶴岡市下清水字内田元21番地17	0235-24-5200
(株)浅賀建設	999-7677	鶴岡市大半田字宮田7番地1	0235-22-6219
森建設工業(株)	999-7611	鶴岡市上藤島字街道西3番地の1	0235-64-2362

収集運搬業許可業者(し尿)

庄内環境整備(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-0496
-----------	----------	--------------	--------------

浄化槽清掃業許可業者

(株)環境管理センター	997-0011	鶴岡市宝田三丁目16番20号	0235-24-1048
(株)理水	997-0013	鶴岡市道形町18番16号	0235-24-3197
東北環境開発(株)	997-0845	鶴岡市下清水字打越2番地の1	0235-24-3110
庄内環境衛生事業(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-2244
庄内環境整備(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-0496
環水工業(株)	999-7611	鶴岡市上藤島字街道西3番地の1	0235-64-2559
(有)朝日環境衛生	997-0403	鶴岡市越中山字立岩40番地16	0235-53-2811

処分業許可業者(中間処理)

(株)理水	997-0841	鶴岡市道形町18番16号	0235-24-3197
東北環境開発(株)	997-0845	鶴岡市下清水字打越2番地の1	0235-24-3110
フジメタルリサイクル東北(株)	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号	0235-35-1141

## VI. 町内会別ごみステーション数

(令和7年3月31日現在)

町内会	可燃・不燃兼用	可燃専用	合計	内、アパート分	備考
横山上	5		5		
横山中	4		4	1	
横山下	5		5	1	
土橋	1		1		
助川	1		1		
堤野	1		1		
横内	2		2		
竹原田	1		1		
加沼	2		2		
小尺	1		1		
横川	2		2		
小計	25	0	25	2	
青山	1		1		
天神堂	2		2		
尾花	1		1		
猪子	2	7	9		
成田新田	2		2		
東沼	3		3		
すみよし	2		2		
小計	13	7	20	0	
三本木	5		5	2	
袖東町	9		9	5	
桜木町	2		2	1	
対馬	1		1		
上町	7		7	1	
押切中町	12		12		
押切下町	3		3		
落合	1		1		
土口	5		5		
小計	45	0	45	9	
公共施設	8		8		役場、横山小、東郷小、押切小、三川中、みかわ保幼、テオトル、社福
合計	91	7	98	11	

VII. 三川町一般廃棄物処理基本計画（令和8年度～12年度）策定の経過

期 日	会 議 名 等
令和7年10月29日	令和7年度 三川町廃棄物減量等推進審議会 （三川町役場 講堂） ≪議事≫ 議第1号 三川町廃棄物減量等推進審議会会長の互選について 議第2号 三川町廃棄物減量等推進審議会会長職務代理の氏名について 議第3号 三川町一般廃棄物処理基本計画中間見直し（案）について 議第4号 第11期三川町分別収集計画（案）について 議第5号 令和7年度三川町一般廃棄物処理実施計画（案）について
令和8年2月2日 ～ 令和8年2月27日	パブリックコメント 提出者数 0人 意見 0件

Ⅷ. 令和7年度 三川町廃棄物減量等推進審議会委員 名簿

【委員】 (任期：自 令和7年4月1日 至 令和9年3月31日)

	氏 名	役 職 名
会 長	丸 山 誠 司	三川町町内会長連絡協議会 会長
会長代理	五十嵐 芳 子	三川町食生活改善推進協議会 会長
	砂 田 恵 子	三川町保健委員協議会 会長
	小 林 さ え	三川町民生児童委員協議会 厚生部長
	山 科 和 広	三川町一般廃棄物収集運搬業務受託者
	村 岡 悟	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 廃棄物・海岸漂着物対策主幹
	門 脇 富士美	庄内たがわ農業協同組合三川支所長
	伊 藤 司	出羽商工会西部センター長

【事務局】

氏 名	役 職 名
本 間 純	建設環境課 課長
齋 藤 哲	建設環境課 環境整備主査兼係長
土 方 真珠美	建設環境課 環境整備係 主任
渡 部 貴 裕	建設環境課 環境整備係 主任

前文

私達の町三川は、西は日本海、北に秀峰鳥海山、南東は霊峰月山を主とした出羽三山や朝日山系に囲まれた田園風景優美な庄内平野の中央部に位置し、四季折々の恵みに育まれ、豊富な水と緑が織り成す悠久の自然と、先人が守り育ててきた数々の歴史・文化遺産を受け継いできた。

私達は、これら先人の意志を尊び、今後とも町民が共有する自然と環境を護り、活かし、そして創りあげて、後世に引き継がなければならない。

ここに、全町民がそれぞれの責務を自覚し、互いに協調するとともに、すべての英知と総力を結集し、美しく誇り高い郷土づくりをめざし、良好な環境の保全と創造に努めることを決意し、その実現のためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町長、町民及び事業者が互いに協調して、この町の良好な環境の保全及び創造を図り、健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「良好な環境」とは次に掲げる条件を満たしている環境をいう。

- (1) 事業活動その他の人の活動に伴い発生する公害等により、町民の健康及び生活が阻害されていないこと。
- (2) 循環を基調とした生態系が健全な状態に維持され、町民と自然の豊かなふれあいが確保されていること。
- (3) 身近な自然、潤いのある景観、特色ある優れた町並み等が保全又は創造され、美しく誇り高い郷土づくりがなされていること。
- (4) 高齢者や身体に障害のある人をはじめ、すべての町民に対し安全で快適な福祉環境が整備されていること。
- (5) 史跡、文化財その他の文化歴史環境が適正に保全されていること。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内で事業活動を行うすべての事業者をいう。
- (2) 緑花木 花卉及び花木類その他街並みの緑化に資するものをいう。
- (3) 所有者等 土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 空き地等 住宅地及びその周辺の空闲地、休耕地等をいう。
- (6) 空き缶等 飲食料品等を収納していた缶、びん、その他の空容器をいう。

(町長の責務)

第3条 町長は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施し、町民が安全で快適な生活を営めるよう努めなければならない。

- 2 町長は、町民に良好な環境の保全及び創造に関する知識を普及させ、かつ、町民の意識の高揚に努めなければならない。
- 3 町長は、国、県及び近隣の地方公共団体との連携を密にし、広域的な見地での良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。
- 4 町長は、環境破壊の恐れがあり、その防止に関し国又は県の措置が必要であると認めるときは、国又

は県に対し必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、良好な環境の保全及び創造について関心を高め、地域の良好な環境の形成に努めるとともに、自らの活動が良好な環境を壊すことのないよう配慮し、町長その他行政機関が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するものとする。

2 町民は、自然環境の保全及び緑豊かな町の実現に努めるとともに、郷土の文化的遺産を継承し、人にやさしく人間性豊かな生活を創造し、かつ、発展させるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動により良好な環境を破壊することのないよう、自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、自らが積極的に良好な環境の保全及び創造に努めるものとする。

3 事業者は、町長その他行政機関が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するものとする。

(緑化等の推進)

第6条 町長は、緑豊かな街並みの景観確保に資するため、町民及び事業者が積極的に緑花木の植栽に努めるよう、必要な知識の普及と意識の高揚に努めなければならない。

2 町長その他の公共施設の管理者は、その管理する学校、公園、広場、道路その他の公共施設に緑花木を植栽し、かつ、適正な管理に努めなければならない。

3 町長は、国等が行う公共事業の実施にあたっては、緑花木の積極的な植栽及び適正な管理に努めるよう要請するものとする。

4 町民及び町内会は、所有又は管理する土地等に緑花木を植栽し、かつ、適正な管理を行い、緑豊かな郷土づくりに努めるとともに、町長その他行政機関が実施する施策に協力するものとする。

5 事業者は、事業所等の敷地に緑花木を植栽し、かつ、適正な管理を行い、当該事業所等の緑化に努めるものとする。

(町の木、町の花)

第7条 町長は、町の木、町の花を定め、緑化思想の高揚と町の特色づくりを推進するものとする。

(緑地等の保全)

第8条 町長は、良好な環境の保全及び創造を図るため、農地及び河川敷等緑地の積極的な保全を図るとともに、都市公園等の公園整備並びに自然緑地の整備に努め、緑豊かな街並み景観の創造に努めなければならない。

(公害の防止)

第9条 町民及び事業者は、その活動により大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を生じさせ、人の健康又は生活環境を損なうことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(公共の場所等の美観保持)

第10条 すべての町民及び旅行者等(以下「町民等」という。)は、みだりに道路、広場、河川、水路その他の公共の場所、若しくは民有地等に廃棄物を捨て、又は放置等により、美観を損ね、又は汚損するなどの不衛生な行為をしてはならない。

2 土地又は建物の所有者等は、常にその所有又は管理する場所において、廃棄物の散乱を防止するとともに、みだりに廃棄物が捨てられないような環境整備に努めなければならない。

(空き地等の管理義務)

第11条 空き地等の所有者等は、当該場所の適正な管理に努めなければならない。

2 空き地等の所有者等は、火災等の災害発生を防止するため、雑草又は枯れ草等の可燃物を恒常的に除

去、処分するとともに、衛生害虫等の発生防止に努めるなど、周辺環境の維持向上に関し必要な措置を講じなければならない。

- 3 空き地等を作業場及び物置場又は駐車場等として利用し、又は利用させているときは、そこでの作業又はそこに置かれた物等により、近隣住民等の生命、身体に危害を及ぼし、又は生活環境を阻害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第12条 町長は、空き缶等の散乱による生活環境の悪化を防止するため、町民等に対し空き缶等散乱防止の意識高揚に努めなければならない。

- 2 町民等は、空き缶等の散乱を防止するため、家庭の外で自らが生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するよう努めるとともに、町長その他行政機関が実施する施策に協力するものとする。
- 3 事業者のうち、缶、びん、その他の容器に収納した飲食料品等を製造する者及び当該物を店舗又は自動販売機において販売する者は、再利用又は再資源化可能な容器の利用に努めるとともに、販売する場所に空き缶等の回収容器を設け、自らの責任において適正に処分し、空き缶等の散乱防止を実施しなければならない。

(家庭及び事業所等からの排水の処理)

第13条 町長は、家庭及び事業所等の厨房、浴室等の排水による水路、河川等公共用水域の汚濁の防止を図るため、生活排水処理計画を定め、下水道等の整備に努めなければならない。

- 2 町民及び事業者は、下水道等整備に関する施策に協力するとともに、土地又は建物の所有者等は、排水管及び汚水ます等排水設備の機能保持に努めなければならない。

(特定環境形成地域等の指定)

第14条 町長は、良好な環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、特定の地域、景観、建造物及び樹木等を特定環境形成地域等として指定することができるものとする。

- 2 町長は、前項による特定環境形成地域等を指定しようとするときは、当該地域等の関係者及び審議会等関係機関の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、特定環境形成地域等を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、特定環境形成地域等の指定の変更又は解除について準用する。
- 5 特定環境形成地域等に指定された地域等において、良好な環境の保全及び創造に影響を及ぼす恐れのある土地の造成、建造物の建築、樹木の伐採、屋外広告物の掲示その他の行為をしようとする者は、あらかじめ町長と協議しなければならない。

(福祉環境の整備)

第15条 町長は、高齢者や身体に障害のある人をはじめ、すべての町民が建築物等を安全かつ快適に利用できるような福祉環境の整備を図るため、必要な知識の普及と意識の高揚に努めなければならない。

- 2 町長その他の公共施設の管理者は、その管理する公共施設の福祉環境の整備に努めなければならない。
- 3 町民及び事業者は、その所有又は管理する建築物等の福祉環境の整備に努めるものとする。

(審議会等の設置)

第16条 町長は、必要に応じ、良好な環境の保全及び創造のための重要事項について審議する審議会その他の機関を設置することができる。

(助言及び指導等)

第17条 町長は、良好な環境の保全及び創造を図るため、町民及び事業者に対し必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

- 2 前項の規定による助言又は指導に基づいて行う措置等に要する費用の一部について、予算の範囲内で助成することができる。

3 町長は、前2項の指導及び助成を行ったときは、その措置に関して必要な報告を求めることができる。  
(協定等の締結)

第18条 町長は、良好な環境の保全及び創造のために、必要があると認めるときは、町民及び事業者と協定等を締結することができる。

(勧告及び公表)

第19条 町長は、公害等により著しく環境を悪化させる行為をし、又はその恐れのある行為をしようとする者に対し、必要な勧告を行い、勧告を受けたものが勧告に従わないときは、その内容を公表することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、美しいまち三川をつくる環境条例（平成7年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(空き缶等の回収容器)

第3条 条例第12条第3項の規定による空き缶等の回収容器は、次の各号に掲げる要件を備えるものであること。

- (1) 材質は、金属、プラスチック等で容易に破損しないものであり、安定性があること。
- (2) 容量は、店舗又は自動販売機の販売能力に応じた適切なものであること。
- (3) 空き缶等の素材が複数である場合は、それぞれ素材ごとの回収容器を設置すること。
- (4) 回収した空き缶等は、再資源化が図られるよう事業者自らの責任において適正に処分すること。

(審議会)

第4条 条例第16条の規定による審議会は、三川町廃棄物減量等推進審議会条例（平成5年条例第15号）に基づく、三川町廃棄物減量等推進審議会とする。

(勧告)

第5条 条例第19条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）によるものとし、勧告を受けた者は、措置完了後に措置報告書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(公表)

第6条 条例第19条の規定による公表は、勧告に係る措置報告書の提出がなく、かつ措置完了期限を過ぎても勧告に係る措置が完了していないことを確認した場合、町広報紙上に住所、氏名及びその内容等を掲載して行うものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

様式第1号及び様式第2号 略

三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月19日条例第5号

改正 平成25年3月19日条例第11号

令和元年12月10日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及びその他法令に定めるもののほか、町の廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画の公示)

第2条 町長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定めたときは、速やかに公示するものとする。

(住民の責務)

第3条 法第6条の2第4項に規定する土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物の排出を抑制するとともに、その生じた一般廃棄物は生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するよう努めるものとし、自ら処分しがたい一般廃棄物については、各別の分別容器に収容し、所定の場所に集める等、町長の指示する方法に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第4条 町長は別に定める土地又は建物の占有者に対し、法第6条の2第5項の規定による減量計画の作成、運搬すべき場所及び方法等を指示することができる。

(一般廃棄物処理業の許可)

第5条 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、町長に申請し許可を受けなければならない。法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲を変更しようとするときもまた同様とする。

2 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、町長に申請し許可を受けなければならない。法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲を変更しようとするときもまた同様とする。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第6条 町長は、前条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業を行うことを許可したとき又は当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、その者に許可証を交付する。

2 町長は、前条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき又は当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、その者に許可証を交付する。

3 第1項又は前項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「処理業者」という。)は、第1項又は前項の許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその理由を町長に申し立て、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出)

第7条 法第7条の2第3項の規定により、一般廃棄物収集運搬業者又は、一般廃棄物処分業者は、その事業を廃止又は住所等を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があり、当該届出が前条の規定により交付した許可証の記載事項に係るものである場合は、許可証を書き換えて当該届出をした者に交付するものとする。

(許可証の返納)

第8条 処理業者は、許可証の有効期間が満了し、又はその許可が取消されたときは、その日から10日以内に許可証を町長に返納しなければならない。

(処理業者及び従事者の遵守事項)

第9条 処理業者及び従事者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 処理業者はその従事者が作業に従事するときは、常に身分を明らかにする身分証を携帯させなければならない。

(2) 従事者は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(浄化槽清掃業)

第10条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関しては、第5条第1項前段、第6条第1項及び第3項並びに第7条から前条までの規定を準用する。

(浄化槽清掃業変更届)

第11条 浄化槽法第37条の規定により、浄化槽清掃業者は、住所等を変更したときは、当該変更の日から30日以内に町長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業廃止届)

第12条 浄化槽法第38条の規定により、浄化槽清掃業者等は、その事業を廃止したときは、当該廃止の日から30日以内に町長に届け出なければならない。

(許可申請手数料)

第13条 第5条及び第10条の規定により、許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする際、次の各号に掲げる手数料を納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件につき7,330円

(2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1件につき7,330円

(3) 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料 1件につき7,330円

(4) 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき7,330円

(清掃指導員の設置)

第14条 廃棄物の減量化、資源化の推進並びに法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項の規定により立入検査及び廃棄物の処理に関する職務を行わせるため、清掃指導員をおく。

2 清掃指導員は、町職員のうちから、町長が命ずる。

(廃棄物減量等推進審議会の設置)

第15条 法第5条の7の規定により、廃棄物減量等推進審議会をおく。

(廃棄物減量等推進員の設置)

第16条 法第5条の8の規定により、廃棄物減量等推進員をおく。

2 廃棄物減量等推進員は、町民のうちから、町長が委嘱する。

(報告の徴収)

第17条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、その業に係る一般廃棄物の種類、処理量及び処理方法又は浄化槽の清掃に関して、町長が定めるところにより報告しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成5年3月19日条例第5号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月10日条例第21号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第5号。以下「条例」という。）第18条に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(占有者の範囲)

第2条 条例第4条に規定する占有者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 学校、病院、旅館、料理店、映画館、百貨店、市場及びその他これに類する多数の者の出入りする事業所等の占有者

(2) 官公署、公社、事務所、工場及びその他これに類する多数の者の勤務する事業所等の占有者（一般廃棄物処理業の許可申請）

第3条 条例第5条第1項前段の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（別記様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

2 条例第5条第2項前段の規定により、一般廃棄物処分量の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分量許可申請書（別記様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

3 条例第5条第1項後段又は条例第5条第2項後段の規定により、事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（別記様式第3号）を、町長に提出しなければならない。

(許可証)

第4条 条例第6条第1項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証（別記様式第4号）とする。

2 条例第6条第2項に規定する許可証は、一般廃棄物処分量許可証（別記様式第5号）とする。

(許可証の再交付)

第5条 条例第6条第3項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（別記様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第6条 条例第7条第1項の規定により廃止又は変更したときは、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（別記様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請等)

第7条 条例第10条で準用する条例第5条の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（別記様式第8号）を、町長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業許可証)

第8条 条例第10条で準用する条例第6条に規定する許可証は、浄化槽清掃業許可証（別記様式第9号）とする。

(浄化槽清掃業の変更又は廃止の届出)

第9条 条例第11条又は第12条の規定により、変更又は廃止したときは、浄化槽清掃業変更・廃止届出書（別記様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業許可証の再交付)

第10条 条例第10条で準用する条例第6条第3項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（別記様式第11号）を、町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 条例第17条に規定する報告は、翌月の5日までに一般廃棄物処理業務実績報告書（別記様式

第12号)又は、浄化槽清掃業務実績報告書(別記様式第13号)を、町長に提出することにより行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成13年4月1日規則第13号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

三川町廃棄物減量等推進審議会条例

平成5年9月24日  
条 例 第 1 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、三川町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、本町における廃棄物の減量等の推進並びに生活環境の保全に関し次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化等の推進に関すること。
- (3) 水質汚濁等生活環境への影響評価及び防止対策に関すること。
- (4) その他廃棄物の適正処理並びに生活環境の維持向上に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び団体等の代表者
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長が予め指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長があたる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3の規定による許可の取消し等（以下「処分」という。）に係る基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分の対象)

第2条 処分、法第7条第1項又は第4項の規定に基づき町長から一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、法第7条の3各号に該当する場合において、行政指導だけでは法の目的を達成できないと認められるものについて行うものとする。

(処分の種類)

第3条 この要綱により基準を定める処分は、許可の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令とする。ただし、事業の停止命令にあつては、次の各号の1に該当する場合に、事業の一部の停止を命ずるものとする。

- (1) 違反行為等の内容が許可を受けた事業に直接係わらないもので、かつ、事業の全部の停止により町民生活に及ぼす影響が大きいと認められる場合
- (2) 事業の全部の停止により生活環境の保全に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

(処分の基準)

第4条 処分の基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に関し違反行為等があった場合は、別表第1及び別表第2に準じて処分を行うものとする。

(加重)

第5条 次の各号の1に該当する場合は、停止期間を加重することができるものとし、加重期間は、別表第2に定める停止期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為等の結果、生活環境の保全に重大な支障が生じた場合
- (2) 違反行為等が悪質である場合
- (3) 以前に処分を受けている場合
- (4) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる場合

(軽減)

第6条 次の各号の1に該当する場合は、処分を軽減することができるものとし、許可取消しに係る軽減を行う場合については事業停止90日、事業の停止に係る軽減を行う場合については、別表第2の停止期間の2分の1を限度とする。

- (1) 自主的に適正な是正措置を講じたと認められる場合
- (2) 違反行為等について、情状酌量の余地があると認められる場合
- (3) その他軽減するに足りる相当の理由があると認められる場合

(複数の違反行為等)

第7条 別表第2に掲げる対象事由の複数の場合に該当する場合における停止期間は、最も長い停止期間に他の対象事由に係る停止期間の2分の1を加算した期間とし、60日を限度とする。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第12号）  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 許可の取消し

対象事由	
1	一般廃棄物収集運搬業無許可営業（法第7条第1項適用）
2	一般廃棄物処分業無許可営業（法第7条第4項適用）
3	一般廃棄物処理業の無許可変更（法第7条の2第1項適用）
4	一般廃棄物処理業者の事業停止等命令違反（法第7条の3適用）
5	一般廃棄物処理業者の名義貸し禁止違反（法第7条の4適用）
6	一般廃棄物処理業の委託禁止違反（法第7条第10項適用）
7	一般廃棄物無確認輸出（法第10条第1項適用）
8	一般廃棄物の投棄（法第16条適用）
9	一般廃棄物の焼却禁止違反（法第16条の2適用）
10	改善命令違反（法第19条の3適用）
11	措置命令違反（法第19条の4第1項適用）
12	法第7条の3第2号に該当した場合（改善が不可能な場合に限る。）
13	欠格要件に該当するに至った場合（法第7条の3第3号適用）
14	別表第2に掲げる違反行為等があった場合で、その結果、生活環境の保全に極めて重大な支障が生じた場合
15	別表第2に掲げる違反行為等があった場合で、当該違反行為等が極めて悪質である場合
16	事業の停止命令を受けた日から5年以内に、再び別表第2に掲げる違反行為等があった場合

別表2 事業の停止

対象事由	停止期間
1 一般廃棄物処理業許可条件違反（法第7条第11項適用）	30日
2 一般廃棄物処理に係る超過料金收受違反（法第7条第12項適用）	10日
3 一般廃棄物処理基準違反（法第7条第13項適用）	30日
4 帳簿備え付け及び記載義務違反（法第7条第15項適用）	30日
5 帳簿保存義務違反（法第7条第16項適用）	30日
6 一般廃棄物処理業者の廃止変更届出義務違反（法第7条の2第3項適用）	30日
7 報告違反（法第18条適用）	30日
8 立入検査拒否、妨害、忌避（法第19条第1項、第2項適用）	30日
9 登録廃棄物再生事業者の名称の無断使用（法第20条の2第3項適用）	10日
10 法第7条の3第2号に該当した場合（別表第1に掲げる場合を除く。）	必要な改善期間
11 法第7条の3第3号に該当した場合	30日

## 三川町一般廃棄物処理業者処分審査会設置要綱

平成14年1月1日訓令第6号  
改正 平成16年4月1日訓令第3号  
平成19年4月1日訓令第5号  
平成24年4月1日訓令第15号

### (設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3の規定による許可の取消し等（以下「処分」という。）を公正に行うため、三川町一般廃棄物処理業者処分審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副町長、副会長は総務課長、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉課長
- (2) 建設環境課長
- (3) 産業振興課長

(会長及び副会長)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。
- 4 審査会の会議は、公開しない。

### (庶務)

第5条 審査会の庶務は、建設環境課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

### 附 則（平成16年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成19年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年4月1日訓令第15号）抄 (施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 廃棄物減量等推進員（クリーンみかわ推進員）設置要綱

平成5年3月31日  
告示第24号

### （目的）

第1条 この要綱は、三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第5号）第16条に基づき、廃棄物の適正な処理及び減量化等を推進するため、廃棄物減量等推進員（通称「クリーンみかわ推進員」と呼ぶ。（以下「推進員」という。））の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （職務）

第2条 推進員の職務は次のとおりとする。

- （1）町が定める廃棄物の収集、処理計画の推進に関すること。
- （2）町内会の廃棄物集積所における適正排出の啓発に関すること。
- （3）廃棄物の減量化に関する情報提供及び調査活動に関すること。
- （4）その他地域環境の維持向上に関すること。

### （委嘱）

第3条 推進員は、次に掲げる要件を備える者のうちから、町内会長の推薦により町長がこれを委嘱する。

- （1）地域における環境美化及び廃棄物の適正処理等に深い関心を有する者
- （2）廃棄物減量化等町の施策の推進及び関係機関、団体との連携活動等に積極的に参加できる者

### （定数）

第4条 推進員の定数は33名以内とし、各町内会に1名を置くものとする。ただし、総世帯数が100世帯を超える町内会にあっては2名を置くことができるものとする。

### （任期）

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、町内の団体等が行う集団資源回収事業（以下「資源回収」という。）について、資源物の再利用及び再資源化の促進をもって廃棄物の減量化を図ることを目的として交付する交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付金は、次の各号に掲げる団体等に交付するものとする。

- (1) 資源回収を実施する三川町内の町内会、育成会（子ども会）、その他三川町の住民で組織する団体及び町立各小学校（以下「資源回収実施団体」という。）
- (2) 資源回収実施団体が回収した資源ごみを引き受けた業者で、かつ、次条に掲げる要件を満たす業者（以下「資源回収業者」という。）

(資源回収業者の要件)

第3条 資源回収業者は、次に掲げるすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 庄内地域に事務所を有し、資源回収業を営んでいること。
- (2) 回収した資源ごみを確実に再資源化できる流通経路を確保していること。
- (3) 暴力団、反社会的団体の構成員及び準構成員ではないこと。

(交付金の対象及び額)

第4条 資源回収実施団体に対する古紙類、金属類及びびん類の回収に係る交付金の額は、回収した資源ごみの量に、資源ごみの種別に応じ、次に掲げる単価を乗じて得た額（合計額が2,000円未満の場合は、2,000円。）とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 古紙類（新聞紙、段ボール） 1キログラム当たり4円
- (2) 古紙類（雑誌類、牛乳パック、その他雑紙） 1キログラム当たり7円
- (3) 金属類 1キログラム当たり4円
- (4) びん類 1本当たり2円

2 前項に掲げる資源ごみを資源回収業者へ直接搬入した場合は、1回につき3,000円を加算する。

3 資源回収実施団体に対する廃食用油の回収に係る交付金の額は、当該年度の回収量合計が0リットルを超え10リットル以下の場合1,000円とし、10リットルを超える回収量については、1リットル（1リットル未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）当たり40円を乗じて得た額を加算する。

4 資源回収業者に対する交付金の額は、資源回収実施団体から回収した資源ごみの量に、資源ごみの種別に応じ、次に掲げる単価を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 古紙類 1キログラム当たり3円
- (2) 金属類 1キログラム当たり2円
- (3) びん類 1本当たり1円

(交付金の交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする資源回収実施団体は、資源回収を実施した日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに三川町資源回収事業交付金（資源回収実施団体）交付申請書（様式第1号。以下「実施団体申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 資源回収量が確認できる書類（資源回収業者の発行する仕切書等）

(2) その他町長が必要と認める書類

2 交付金の交付を受けようとする資源回収業者は、三川町資源回収事業交付金（資源回収業者）交付申請書（様式第2号。以下「回収業者申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（交付金の決定）

第6条 町長は、前条の実施団体申請書又は回収業者申請書の提出があったときは、すみやかに審査のうえ交付金の額を決定し、三川町資源回収事業交付金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（交付）

第7条 町長は、前条の規定により交付金の額を当月10日までに決定したものは、当月末までに交付するものとする。

（交付金の返還）

第8条 町長は、資源回収実施団体及び資源回収業者が偽りその他不正な行為により交付金の交付を受けたことが判明したときは、当該資源回収実施団体又は資源回収業者から当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程は、令和2年3月1日から31日までに実施された資源回収についても適用する。